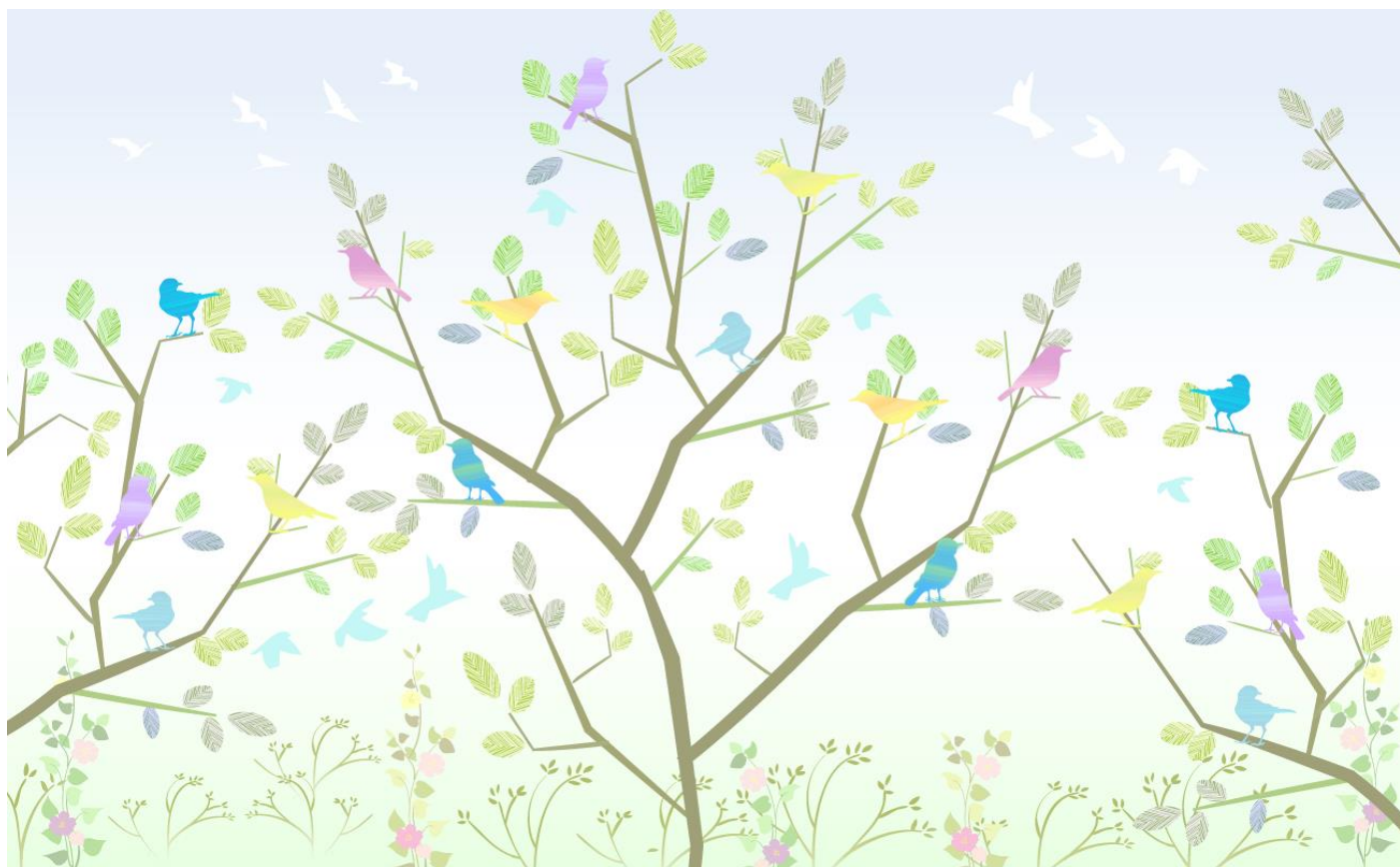


第4次

柳井市男女共同参画基本計画



令和5年3月

柳井市

はじめに



すべての人が、性別に関わりなく人権を尊重し合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき課題です。

本市では、平成30年3月に策定した「第3次柳井市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画に係る施策を推進してまいりました。

近年は、急激な少子化・高齢化による本格的な人口減少社会が到来し、本市の年齢別人口構成や世帯構成が大きく変化しています。加えて、長引く新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活や社会経済活動は、大きな影響を受けてきました。このような時代の変わり目においては、特に固定的な性別役割分担意識が残っている状況下で、女性がより困難な立場に置かれてしまうことが強く懸念されます。

そしてこの度、本市ではこれまでの施策を検証した上で、上記の社会情勢の変化や国・県の基本計画を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の収束後も見据えて「第4次柳井市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様や民間事業者、各関係機関、行政が協働し、さまざまな分野において男女共同参画の視点に立った更なる施策の推進を図ってまいりますので、皆様のなお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました柳井市男女共同参画協議会委員の皆様をはじめ、「男女共同参画に関する意識調査」にご協力いただきました皆様、貴重なご意見をいただきました多くの方々に深く感謝申し上げます。

令和5年3月

柳井市長

井原健太郎

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 S D G s（持続可能な開発目標）との関連	2
5 計画策定の背景	2
6 社会経済情勢の変化に伴う柳井市の現状	5
7 意識調査における柳井市の現状	9
8 第3次柳井市男女共同参画基本計画の成果指標の進捗状況	15
9 基本目標	17
施策体系図	18

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進【柳井市女性活躍推進計画】	19
重点項目1 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大	19
重点項目2 働く場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	25
重点項目3 地域における男女共同参画の推進	35
基本目標Ⅱ 男女共同参画への意識の改革と醸成	39
重点項目1 男女共同参画の推進に向けた意識の改革	39
重点項目2 男女共同参画の視点に立った教育、学習の充実	43
基本目標Ⅲ すべての人が健康で安全・安心に暮らせる社会づくり	47
重点項目1 男女間における暴力の根絶【柳井市DV対策基本計画】	47
重点項目2 生涯を通じた健康支援	52
重点項目3 すべての人が安心して暮らせる社会づくり	54

第3章 計画の推進

1	庁内における推進体制の整備	57
2	男女共同参画協議会の設置、運営	57
3	国、県、関係機関及び市民との連携、協力	57
4	相談体制の充実	57
5	成果指標	58

資料

1	男女共同参画に関する動き	60
2	男女共同参画社会基本法	63
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	67
4	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	76
5	山口県男女共同参画推進条例	86
6	柳井市男女共同参画協議会設置要綱	89
7	柳井市男女共同参画推進本部設置要綱	90
8	用語解説	92
9	第4次柳井市男女共同参画基本計画策定の経緯	97
10	柳井市男女共同参画協議会委員	98

第1章から第3章中※を付した用語は資料8で解説しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成20年に「柳井市男女共同参画基本計画」、平成25年に「第2次柳井市男女共同参画基本計画」、さらに、平成30年には平成27年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく市町村推進計画に位置づけた「第3次柳井市男女共同参画基本計画」を策定し、施策の展開を図ってきました。

しかし少子化・高齢化の進行による本格的な人口減少社会の到来、単独世帯の増加などによる世帯構成の変化、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大といった急激な社会情勢の変化が起きている一方で、わが国では、依然として性別による固定的な役割分担意識が残っており、男女共同参画社会の実現に向けたなお一層の取り組みが求められています。

また、国際社会においては、平成27年（2015年）9月に国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」を理念とする持続可能な17の開発目標が掲げられました。その1つとして「ジェンダー※平等の実現」が設定されています。

こうした状況の中、本市では国の「第5次男女共同参画基本計画」、山口県の「第5次山口県男女共同参画基本計画」などを踏まえ、「柳井市総合計画」やその他市の関連計画等と整合性を図りながら、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくための指針として、「第4次柳井市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- （1）本計画は、「第2次柳井市総合計画」を上位計画とし、国、県の男女共同参画に関する基本方針を踏まえて策定するもので、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- （2）本計画のうち「基本目標Ⅰ」は、「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」とします。
- （3）本計画のうち「基本目標Ⅲ 重点項目1 男女間における暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法※」という。）第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 SDGs（持続可能な開発目標）との関連

平成27年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17のゴールからなるSDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。本計画を推進することでSDGsの「5 ジェンダー※平等を実現しよう」をはじめとした関連目標の達成に寄与していきます。



5 計画策定の背景

平成30年3月に「第3次柳井市男女共同参画基本計画」を策定して以降、国・県においては、次のような動きがありました。

(1) 国の動き

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法

律」が、平成 30 年 5 月に施行されました。国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められました。

「働き方改革関連法」の成立

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進することを目的とした、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号）が成立し、時間外労働の上限設定や 5 日以上 of 年次有給休暇の取得義務の導入等が定められた「労働基準法」が平成 31 年 4 月から施行されました。

（中小企業の「時間外労働の上限設定」は、令和 2 年 4 月施行）

また、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を改善するための規定の整備等を内容とする「パートタイム・有期雇用労働法」が改正され、令和 2 年 4 月から施行されました。（中小企業は、令和 3 年 4 月施行）

「女性活躍推進法」の改正

一般事業主行動計画※の策定等の義務を常用労働者 301 人以上から 101 人以上の企業に拡大することや、女性活躍に関する情報公表項目の拡大等を内容とする女性活躍推進法等一部改正法が令和元年 5 月に成立し、令和 2 年 4 月から施行されました（一般事業主行動計画※策定の対象企業の拡大については令和 4 年 4 月施行）。

また、令和 4 年 7 月に厚生労働省令が改正され、常用労働者 301 人以上の企業に対して「男女の賃金の差違」の情報公表が義務づけられました。

ハラスメント対策のための法改正

ハラスメントのない社会の実現に向けて、職場のパワーハラスメント※、セクシュアル・ハラスメント※対策の強化を目的として「男女雇用機会均等法※」、「育児・介護休業法」及び「労働施策総合推進法」が改正され、令和 2 年 6 月に施行されました。（中小企業のパワーハラスメント※防止対策の措置は令和 4 年 4 月施行）

「配偶者暴力防止法※」の改正

DV 被害者及びその同伴する家族の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、「配偶者暴力防止法※」が改正され、令和 2 年 4 月に施行されました。これにより、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることが明確化されました。

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2年度から令和4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、教育・啓発の強化などに取り組むことが、令和2年6月に決定されました。

「第5次男女共同参画基本計画」の策定

「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）に基づく、国の「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月策定）を改定した「第5次男女共同参画基本計画」が令和2年12月に閣議決定され、以下の4つを目指すべき社会として、その実現への取組が進められています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で、多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsに掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

（2）県の動き

「やまぐち維新プラン」の策定

今後山口県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、県づくりの方向性を市町、関係団体、県民と共有し、共に取り組んでいくための指針として、平成30年10月に策定されました。

本プランでは、「M字カーブの解消に向けた女性の就業支援の強化」や「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、事業所や地域における女性の活躍を促進することがうたわれています。

「第2期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

第1期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築した上で、山口県の実情に応じた実践的な計画として位置づけ、令和2年3月に策定されました。

本戦略では、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、女性の活躍を促進することがうたわれています。

「山口県配偶者暴力等対策基本計画」の改定

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正等を踏まえて、令和3年3月に「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」を改定し、DV対策と児童虐待対応との連携が強化されました。

「第5次山口県男女共同参画基本計画」の策定

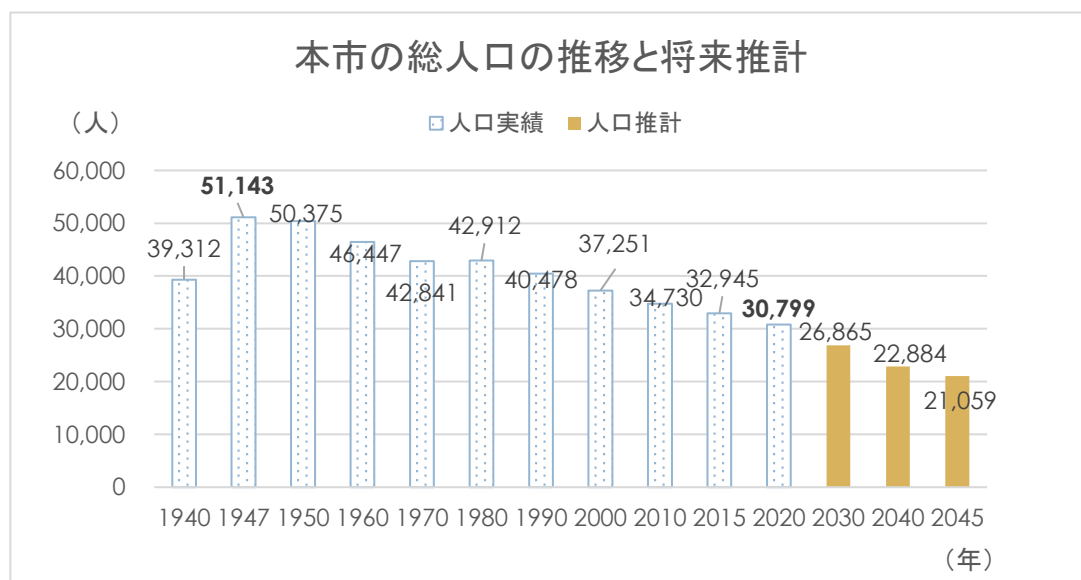
「山口県男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、「女性活躍推進法」における都道府県推進計画として位置づけた「第5次山口県男女共同参画基本計画」が令和3年3月に策定されました。

6 社会経済情勢の変化に伴う柳井市の現状

(1) 人口の減少

本市の人口は、終戦直後の昭和22(1947)年に51,143人に達しましたが、その後は減少を続け、令和2(2020)年には、30,799人となり、ピーク時より39.8%の減少となっています。

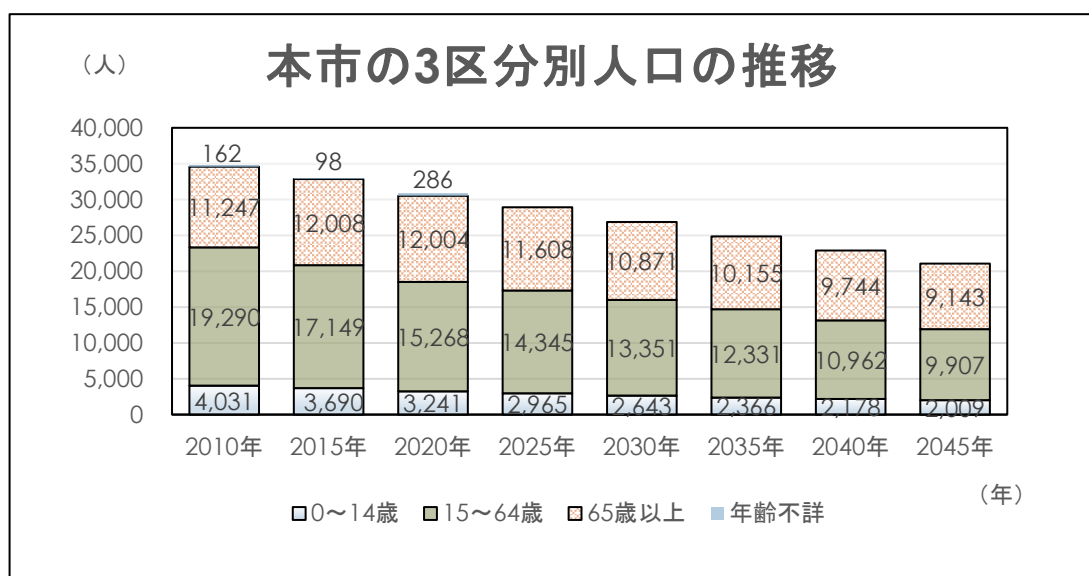
国立社会保障・人口問題研究所によると、今後、本市の人口はさらに減少し、令和27(2045)年には約21,000人になるものと推計されています。



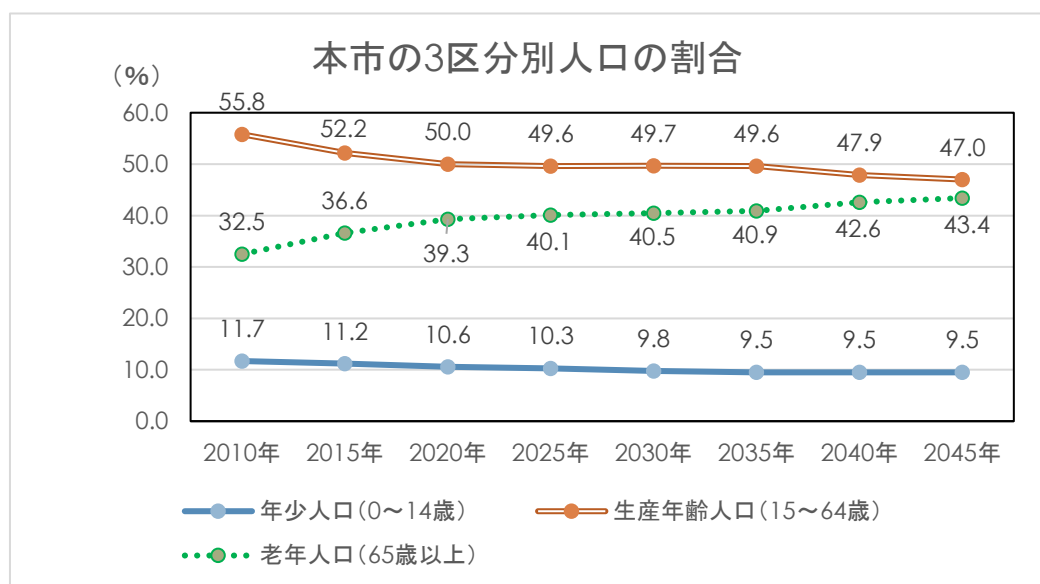
※2020年までは国勢調査、2030年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計より作成

(2) 少子化・高齢化の進行

本市の総人口に対する年齢区分別の人口の割合は、14歳以下の年少人口と15歳以上65歳未満の生産年齢人口が減少していくのに対し、65歳以上の老年者人口は増加していき、令和27(2045)年には、43%に達すると推計されています。



※2020年までは国勢調査より作成、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計より作成

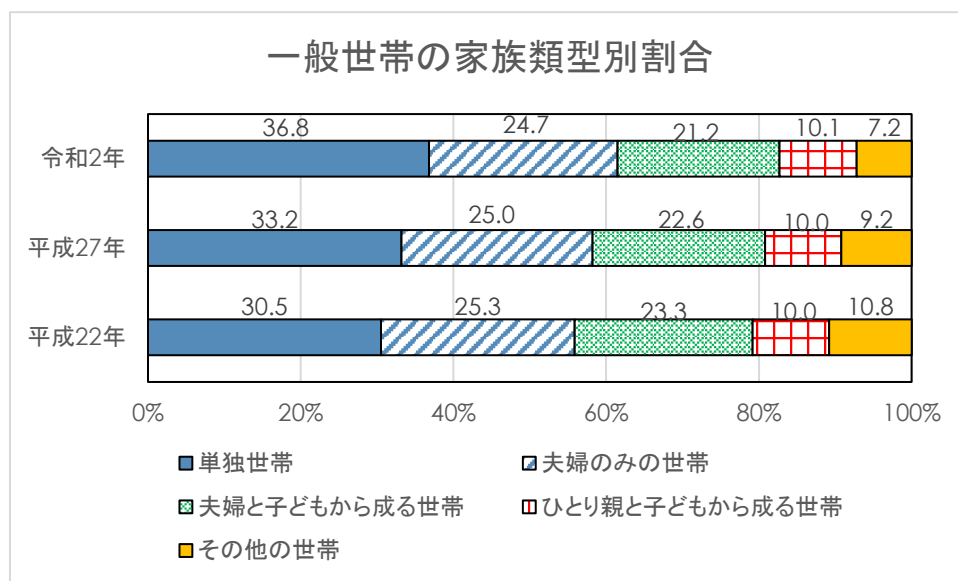


※2020年までは国勢調査より作成、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計より作成

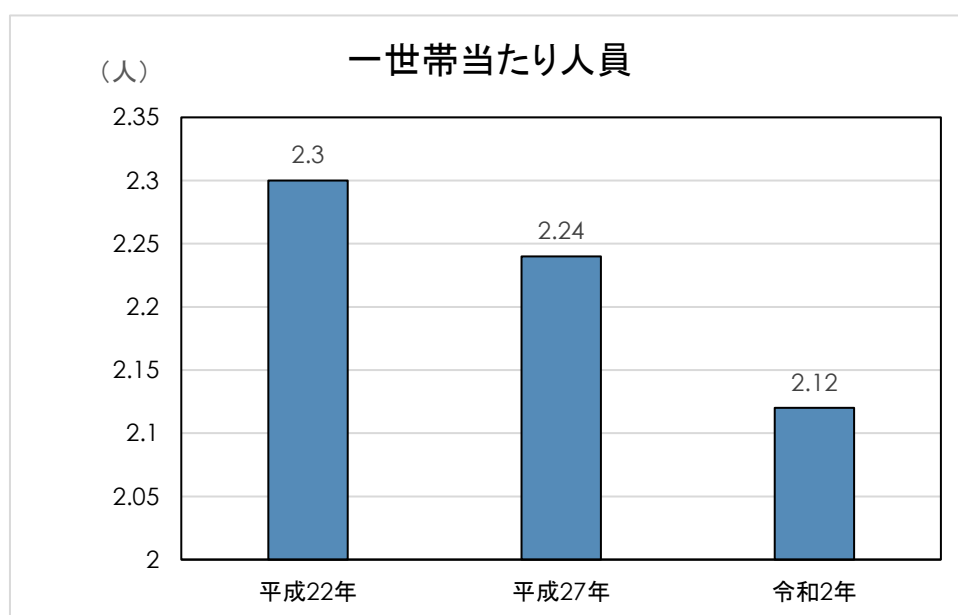
※小数点第二位の位を四捨五入により算出しているため、3区分の合計が100にならない年があります

(3) 家族形態の変化

夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯が減少するのに対し、ひとり親と子どもから成る世帯は増加傾向にあり、単独世帯については顕著な増加が見られます。そのため、本市の一般世帯における1世帯当たり人員数は、減少を続けています。これらの家族形態の変化により、多様な働き方や支援が必要とされています。



※国勢調査より作成。小数点第二位以下を四捨五入により算出しているため、割合の合計が100にならない年があります

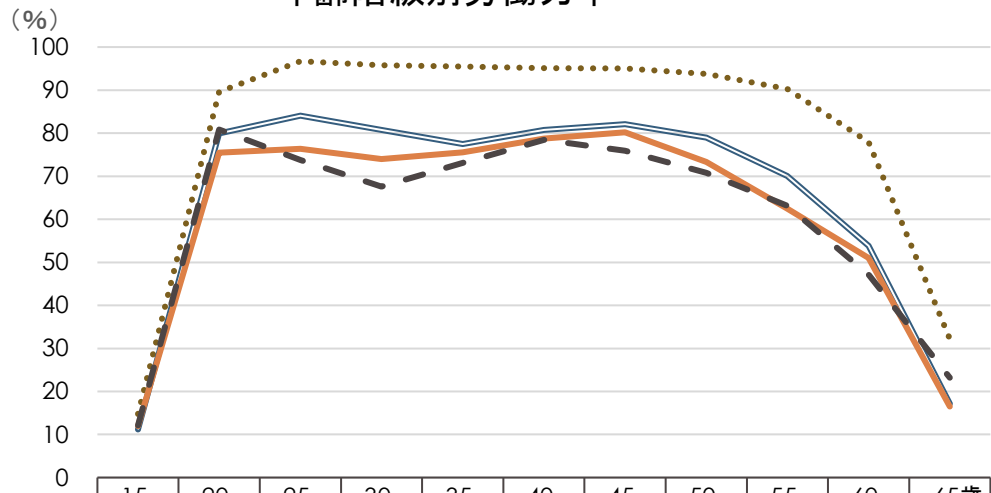


※国勢調査より作成

(4) 女性の就業状況

本市の女性の労働力率（年齢5歳階級別）は、平成22年では30歳～34歳で労働力率が最も低くなる「M字カーブ」を描いていましたが、平成27年、令和2年では20歳～44歳までの労働力率の差が少なくなっています。しかし、男性と比較すると結婚、出産、育児期の女性において離職する状況が見受けられます。

年齢階級別労働力率



	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
..... R2男性	14.77	89.62	96.70	95.76	95.45	95.08	95.02	93.77	90.25	77.91	32.17
———— R2女性	11.19	79.95	84.06	80.75	77.45	80.74	82.10	78.97	70.04	53.86	17.19
———— H27女性	11.95	75.49	76.34	73.97	75.55	78.73	80.20	73.33	62.48	50.99	16.53
- - - - H22女性	12.13	80.84	73.76	67.56	73.07	78.43	75.90	70.81	63.16	47.18	23.19

..... R2男性 ——— R2女性 ——— H27女性 - - - H22女性

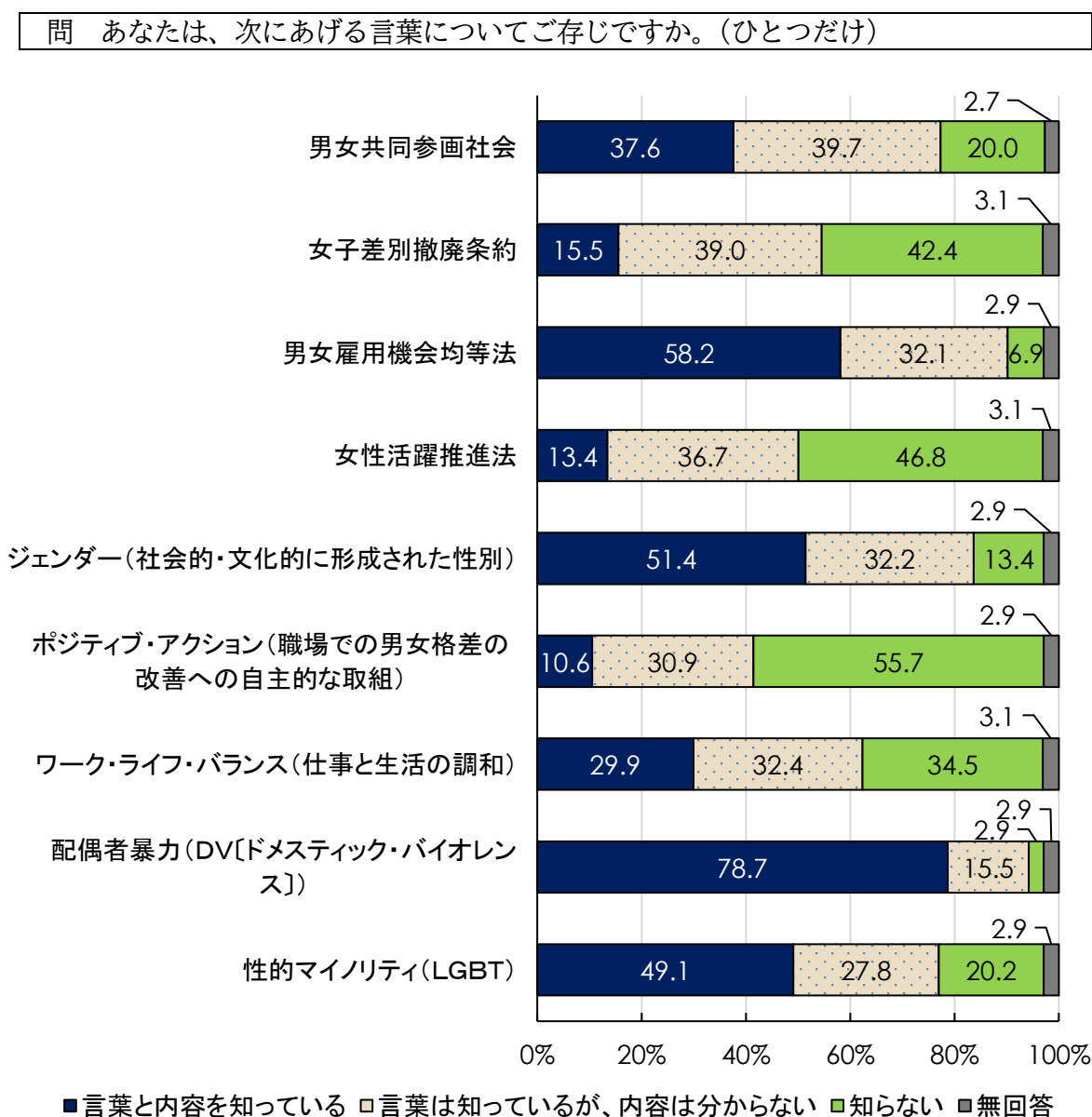
※国勢調査より作成

7 意識調査における柳井市の現状

令和3年10月に満18歳以上の市民1,000人を対象に「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「令和3年意識調査」という。）を実施しました。調査結果の概要は、以下のとおりです。

回収率 52.1%（男性 214 人、女性 302 人、その他 1 人、不明 4 人）

（1）男女共同参画関係用語について



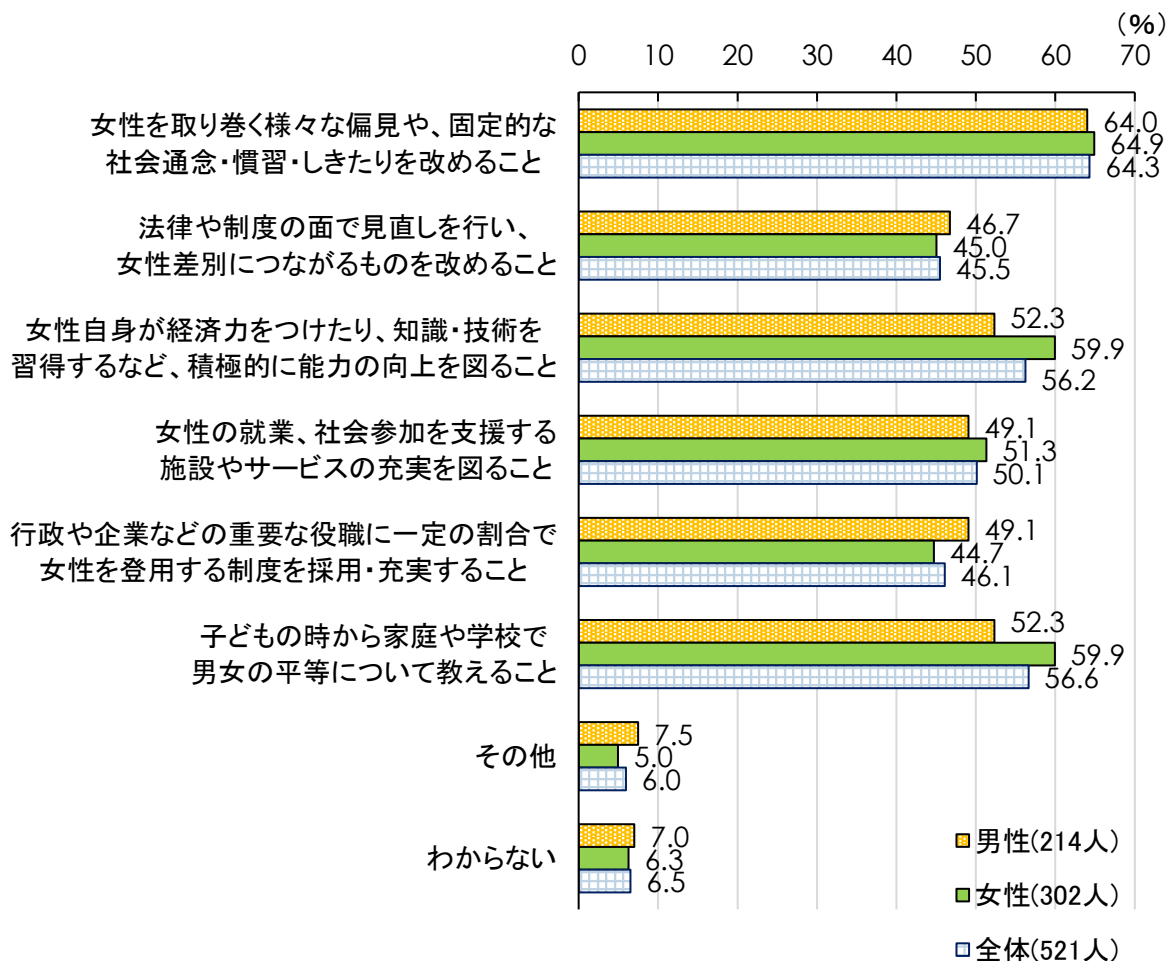
（令和3年柳井市男女共同参画に関する意識調査より）

言葉を知っているとする人（「言葉と内容を知っている」＋「言葉は知っているが、内容は分からない」）は、「配偶者暴力」が 94.2%と最も高く、以下、「男女雇用機会均等法※」（90.3%）、「ジェンダー※」（83.6%）、「男女共同参画社会」（77.3%）、「性的マイノリティ」（76.9%）、「ワーク・ライフ・バランス※」（62.3%）、「女子差別撤廃条約」（54.5%）、「女

性活躍推進法」(50.1%)、「ポジティブ・アクション」(41.5%)の順となっています。

(2) 男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なことについて

問 今後、男女があらゆる分野でもっと平等になるためには、何が重要だと思いますか。
(複数回答)



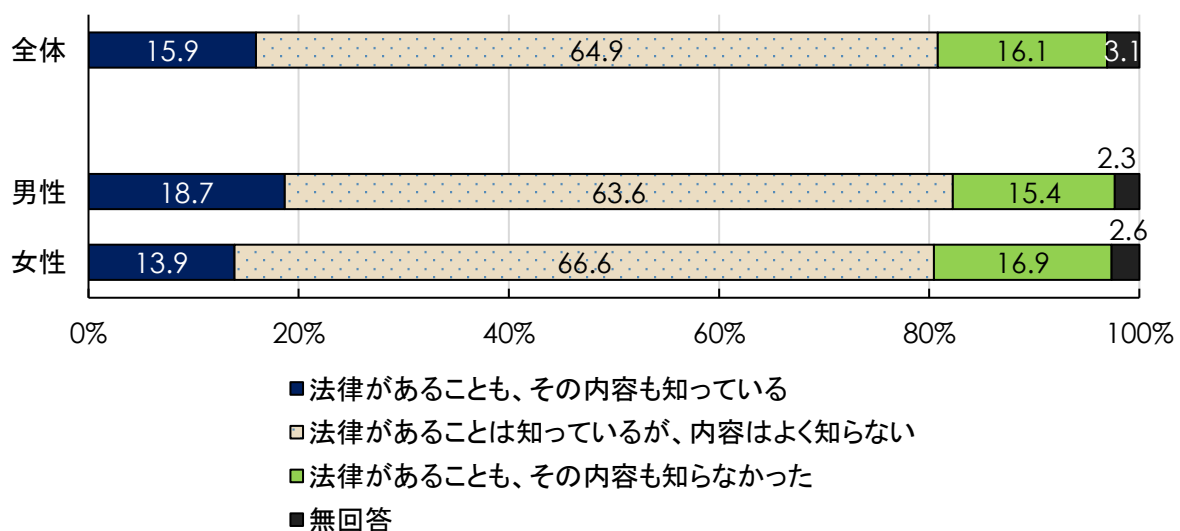
(令和3年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

「女性を取りまく様々な偏見や、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が64.3%（前回52.3%）と最も高く、以下、「子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教えること」（56.6% 前回38.7%）、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に能力の向上を図ること」（56.2% 前回45.8%）、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」（50.1% 前回45.2%）、「行政や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること」（46.1% 前回32.2%）、「法律や制度の面で見直しを行い、女性差別につながるものを改めること」（45.5% 前回31.0%）の順となっています。

性別にみると、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に能力の向上を図ること」、「子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教えること」の項目について男女差が大きく、女性が高くなっている。

(3)「配偶者暴力防止法※」の周知度

問 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法※）」を知っていますか。（ひとつだけ選択）



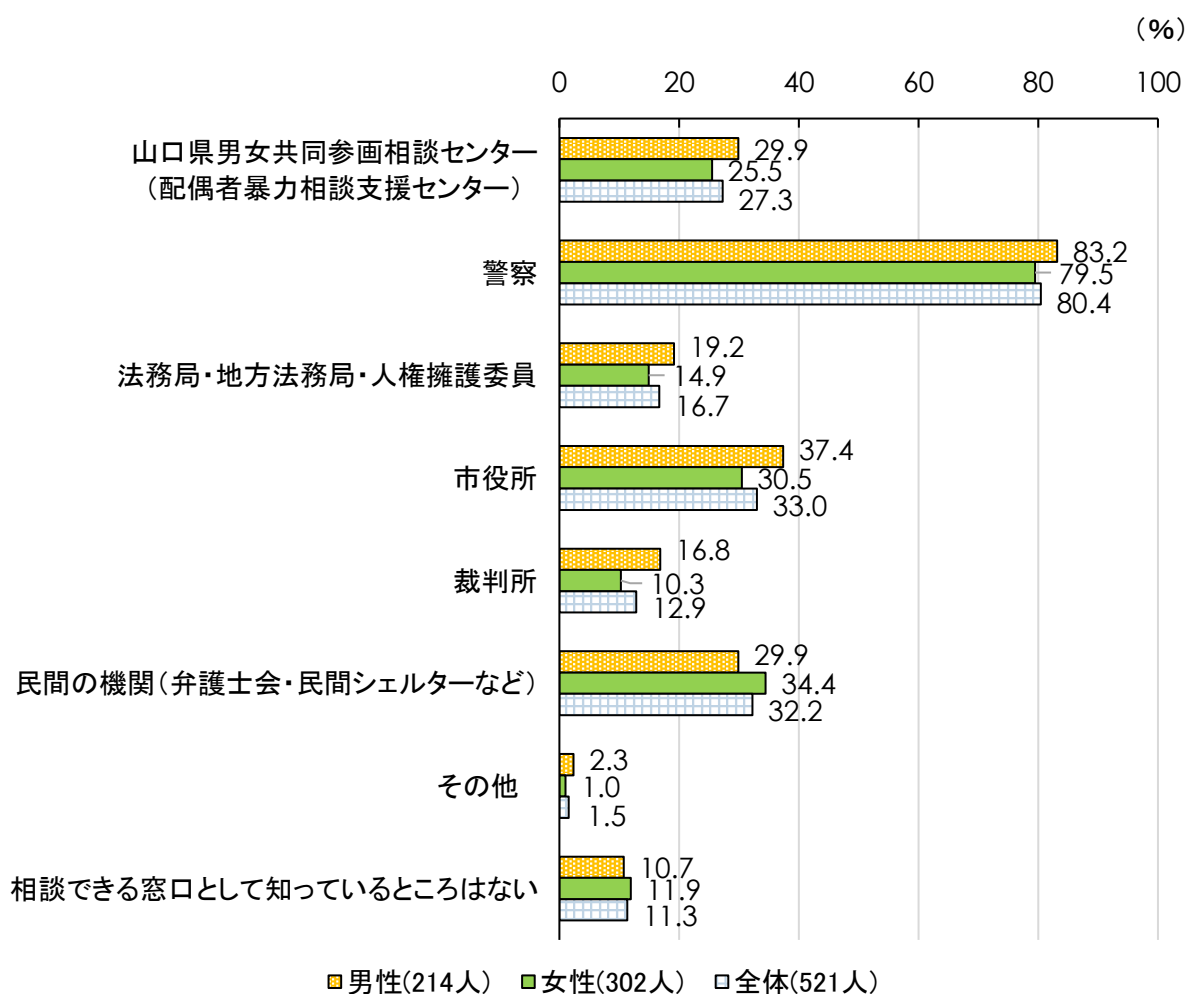
（令和3年柳井市男女共同参画に関する意識調査より）

「法律を知っている」とする人は、80.8%（「法律があることも、その内容も知っている」15.9%＋「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」64.9%）ととなっています。これに対し、「法律があることも、その内容も知らなかった」は16.1%となっています。

男女別にみると、周知度は男性の方が高くなっています。「法律があることも、その内容も知っている」は男性で、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」は女性でそれぞれ高くなっています。

(4) 相談窓口の周知度

問 あなたは、配偶者からの暴力について、相談できる窓口を知っていますか。(複数回答)



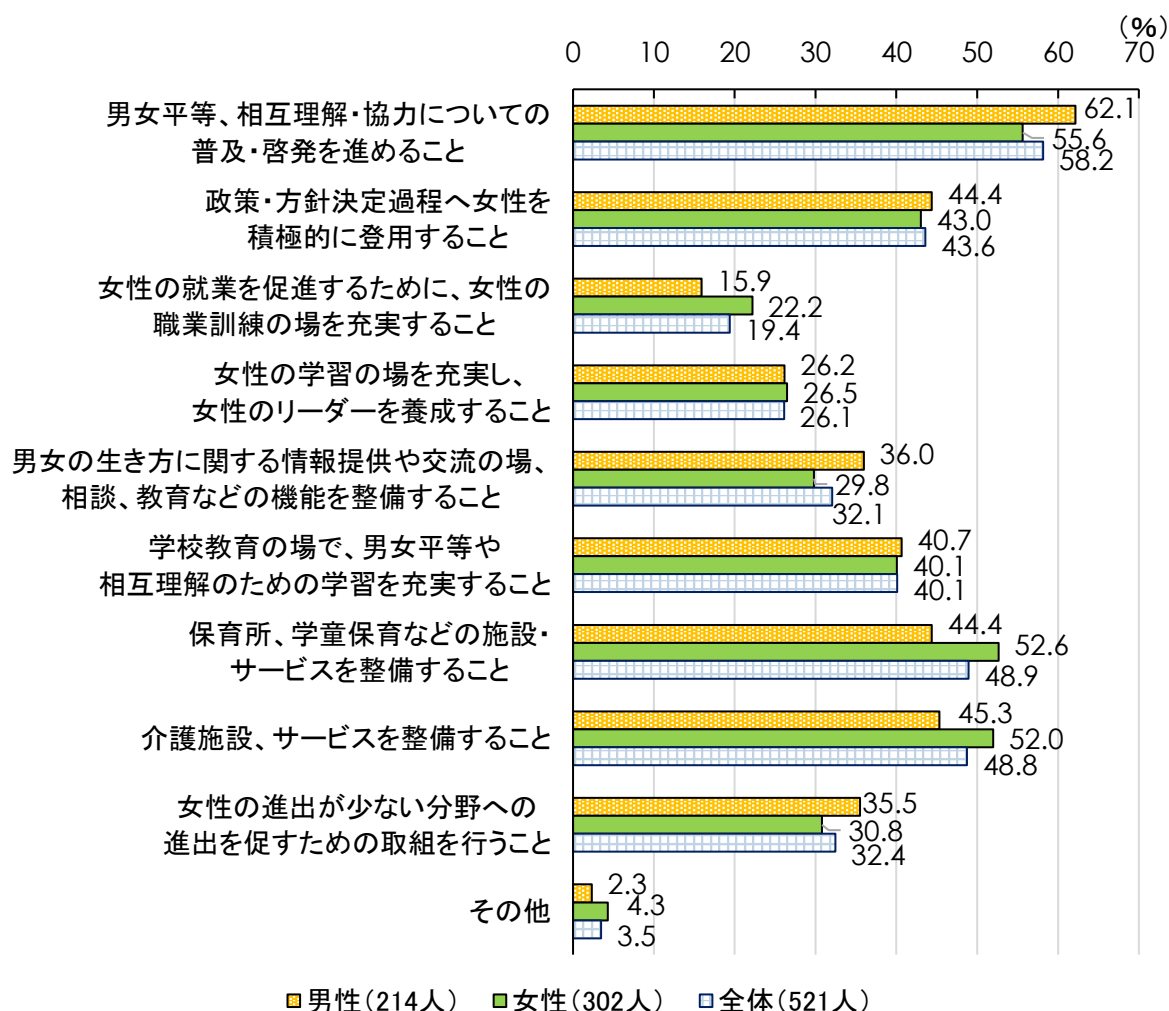
(令和3年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

「警察」が80.4%（前回71.1%）と最も高く、以下「市役所」（33.0% 前回26.6%）、
「民間の機関（弁護士会・民間シェルターなど）」（32.2% 前回28.9%）、「山口県男女共
同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）」（27.3% 前回22.2%）、「法務局・
地方法務局・人権擁護委員」（16.7% 前回11.1%）、「裁判所」（12.9% 前回12.1%）の
順となっています。

性別にみると、「警察」は、男女とも最も高く、次いで男性は「市役所」、女性は「民間
の機関（弁護士会・民間シェルターなど）」となっています。

(5) 男女共同参画社会の形成に当たっての行政に対する要望

問 「男女共同参画社会」を形成していくため、柳井市に望むことは何ですか。(〇はいくつでも)



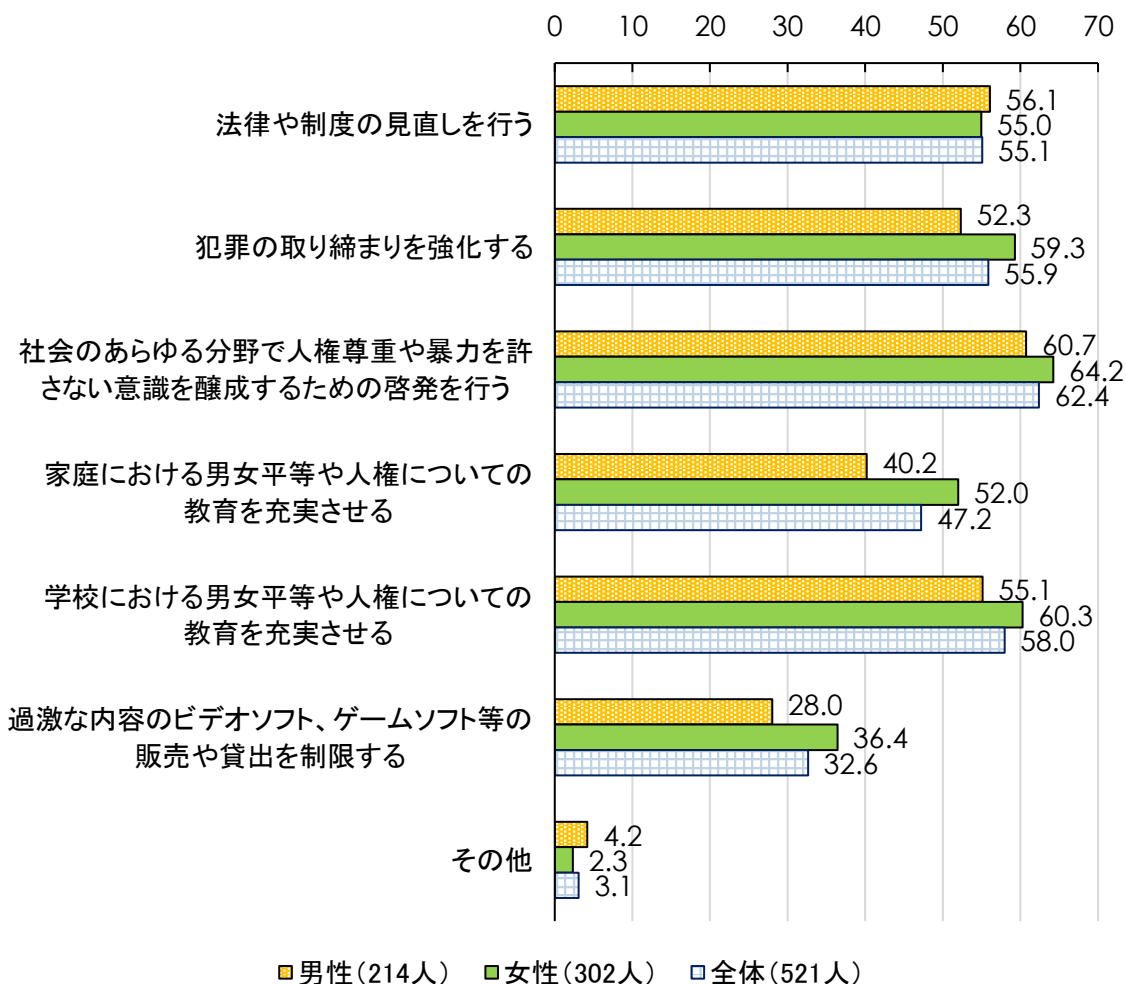
(令和3年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

「男女平等、相互理解・協力についての普及・啓発を進めること」が58.2%と最も高く、以下、「保育所、学童保育などの施設・サービスを整備すること」(48.9%)、「介護施設、サービスを整備すること」(48.8%)、「政策・方針決定過程へ女性を積極的に登用すること」(43.6%)の順になっています。

性別にみると、「男女平等、相互理解・協力についての普及・啓発を進めること」(男性62.1% 女性55.6%)では、男性が女性より6.5ポイント高くなっていますが、「保育所、学童保育などの施設・サービスを整備すること」(同44.4%、52.6%)では8.2ポイント、「介護施設、サービスを整備すること」(同45.3%、52.0%)では6.7ポイント女性が男性より高くなっています。

(6) 男女間における暴力をなくすに当たっての行政に対する要望

問 あなたは、男女間における暴力をなくすためにはどうしたらよいと思いますか。
(複数回答)



(令和3年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

「社会のあらゆる分野で人権尊重や暴力を許さない意識を醸成するための啓発を行う」(62.4% 前回 54.8%) が最も高く、以下「学校における男女平等や人権についての教育を充実させる」(58.0% 前回 49.2%)、「犯罪の取り締まりを強化する」(55.9% 前回 45.2%)、「法律や制度の見直しを行う」(55.1% 前回 37.9%)、「家庭における男女平等や人権についての教育を充実させる」(47.2% 前回 41.4%)、の順となっています。

男女別にみると、男女とも「社会のあらゆる分野で人権尊重や暴力を許さない意識を醸成するための啓発を行う」(男性 60.7%、女性 64.2%) が最も高くなっています。また、「家庭における男女平等や人権についての教育を充実させる」(同 40.2%、52.0%) では、女性が男性を 11.8 ポイント上回っています。

このほかの「令和３年意識調査」の結果は、第２章中で本計画の内容とともに取り上げていきます。

８ 第３次柳井市男女共同参画基本計画の成果指標の進捗状況

項目（基本目標・重点項目）	第３次計画策定時	目標値	近況値
基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進			
重点項目１ 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大			
市職員における女性管理職の割合	9.8% (平成 29 年度)	15.0% (令和 4 年度)	7.3% (令和 4 年度)
審議会等委員に占める女性委員の割合	39.7% (平成 28 年度)	45.0% (令和 4 年度)	42.8% (令和 3 年度)
重点項目２ 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備			
就職の機会や職場の中で男女の地位が「平等である」と思う人の割合	24.3% (平成 28 年意識調査)	増加させる	28.2% (令和 3 年意識調査)
重点項目５ 仕事と生活の両立支援			
放課後児童クラブ待機児童数	48 人 (平成 28 年度)	解消する	5 人 (令和 3 年度)
ファミリー・サポート・センター利用者延べ人数	1,105 人 (平成 28 年度)	維持する	637 人 (令和 3 年度)
家庭生活の中で男女の地位が「平等である」と思う人の割合	32.6% (平成 28 年意識調査)	増加させる	39.7% (令和 3 年意識調査)
重点項目６ 家庭、地域等における男女共同参画の推進			
やない市民活動センター年間利用件数	1,556 件 (平成 28 年度)	2,500 件 (令和 4 年度)	3,065 件 (令和 3 年度)
地域活動の中で男女の地位が「平等である」と思う人の割合	43.7% (平成 28 年意識調査)	増加させる	42.6% (令和 3 年意識調査)

項目（基本目標・重点項目）	第3次計画策定時	目標値	近況値
基本目標Ⅱ 男女共同参画への意識の改革と醸成			
重点項目1 固定的性別役割分担意識の解消			
「男女共同参画社会」とはどういうものか知っている人の割合	45.4% (平成28年意識調査)	増加させる	37.6% (令和3年意識調査)
社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位が「平等である」と思う人の割合	16.3% (平成28年意識調査)	増加させる	14.2% (令和3年意識調査)
人権教育研修会開催回数	37回 (平成28年度)	維持する	23回 (令和3年度)
重点項目2 男女共同参画の視点に立った教育、学習の充実			
学校教育の場で男女の地位が「平等である」と思う人の割合	63.0% (平成28年意識調査)	増加させる	59.7% (令和3年意識調査)
人権推進に関わる指導者の養成及び資質向上のための講習会開催回数	8回 (平成28年度)	維持する	8回 (令和3年度)
初妊婦のマタニティクラス※の参加率	50.6% (平成28年度)	50%以上を維持する	59.6% (令和3年度)

項目（基本目標・重点項目）	第3次計画策定時	目標値	近況値
基本目標Ⅲ すべての人がいきいきと健康に暮らせる社会づくり			
重点項目1 男女間における暴力の根絶			
配偶者からの暴力について「相談できる窓口として知っているところはない」と回答した人の割合	11.4% (平成28年意識調査)	減少させる	11.3% (令和3年意識調査)
重点項目3 生涯を通じた健康支援			
健康教育実施回数	116回 (平成28年度)	維持する	77回 (令和3年度)
重点項目4 高齢者、障がい者等が安心、安全に暮らせる環境の整備			
障がい者の相談支援サービス利用者数	235人 (平成28年度)	増加させる	290人 (令和3年度)
キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師）登録数	78人 (平成28年度)	増加させる	84人 (令和3年度)

9 基本目標

本市における男女共同参画社会の実現の促進に関する施策を展開するため、次の3つの基本目標を掲げます。

- I あらゆる分野への男女共同参画の推進
- II 男女共同参画への意識の改革と醸成
- III すべての人が健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

第4次柳井市男女共同参画基本計画施策体系図

3つの基本目標

8の重点項目と施策



第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進【柳井市女性活躍推進計画】

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野において男女が共に活躍できる社会の創造に向けた取り組みが推進されることが重要です。そのためには、政策方針決定過程への女性の参画拡大を進めるなど、多様な意見が公平、公正に反映される必要があります。

また、男女が共に家庭生活、職業生活、社会生活を充実して送ることができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）の実現を進めていく必要があります。



重点項目1 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大

国においては、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が、30%となるよう取組を進めています。本市における審議会等への女性の登用割合は、令和3年3月末に初めて40%を超え、令和4年3月現在42.8%となっています。

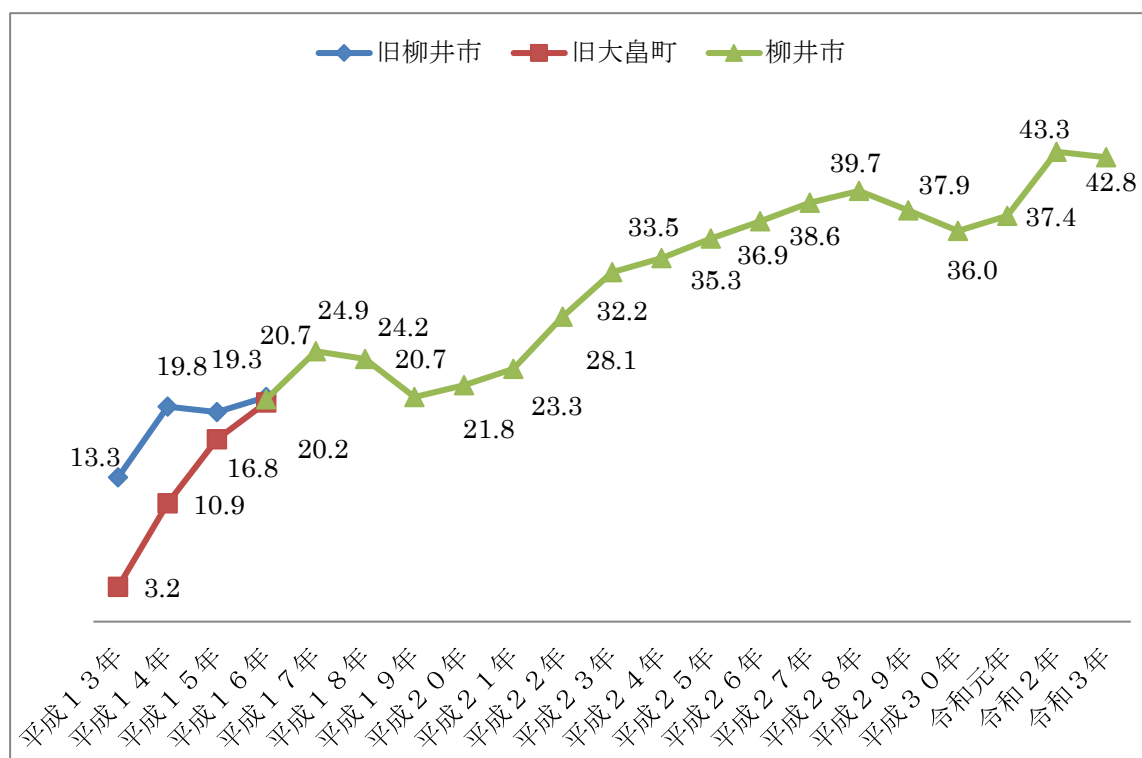
「令和3年意識調査」における「社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由について」の問いには、「男性優位の組織運営」が57.8%（前回48.1%）と最も高く、「家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識」53.2%（前回35.8%）、「女性の参画を積極的に進めよう」と意識している人が少ない」46.8%（前回30.8%）と続きました。

また、「就職の機会や職場の中で男女の地位は平等になっていると思うか」という問いに、「男性が非常に優遇されている」または「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた人の割合は53.6%（前回59.4%）と、「平等である」と答えた人の割合の28.2%（前回24.3%）を大きく上回っており、現実的には男女格差が今もなお解消されていないことが、政策、方針決定過程への女性の参画拡大を妨げる要因となっていると考えられます。

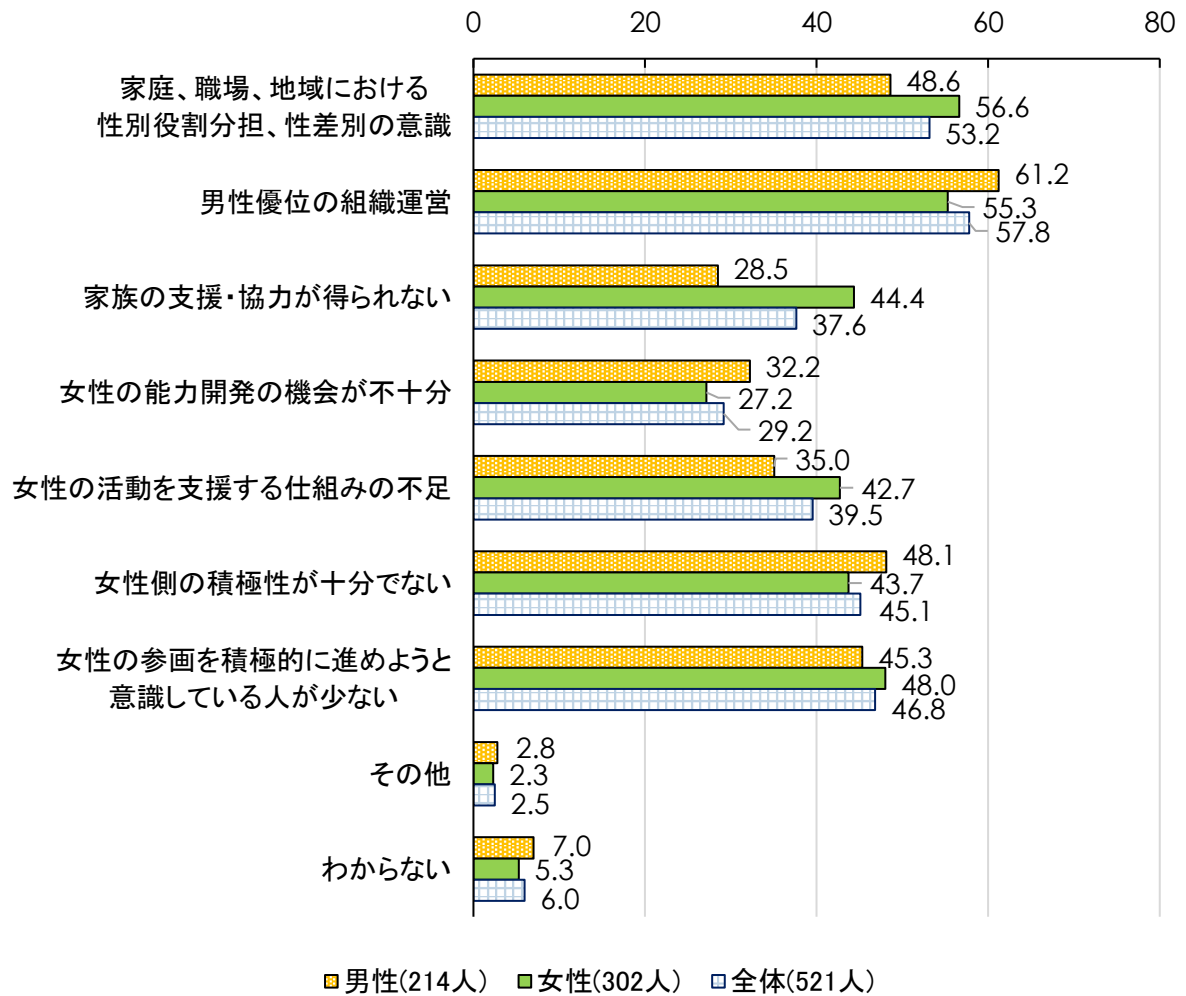
本市においては、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※を推進し、社会のあらゆる分野で、男女の意見が反映されるよう、施策、方針決定過程への女性の参画を進めていく必要があります。

□審議会等における柳井市の女性委員の登用状況

(単位：％)

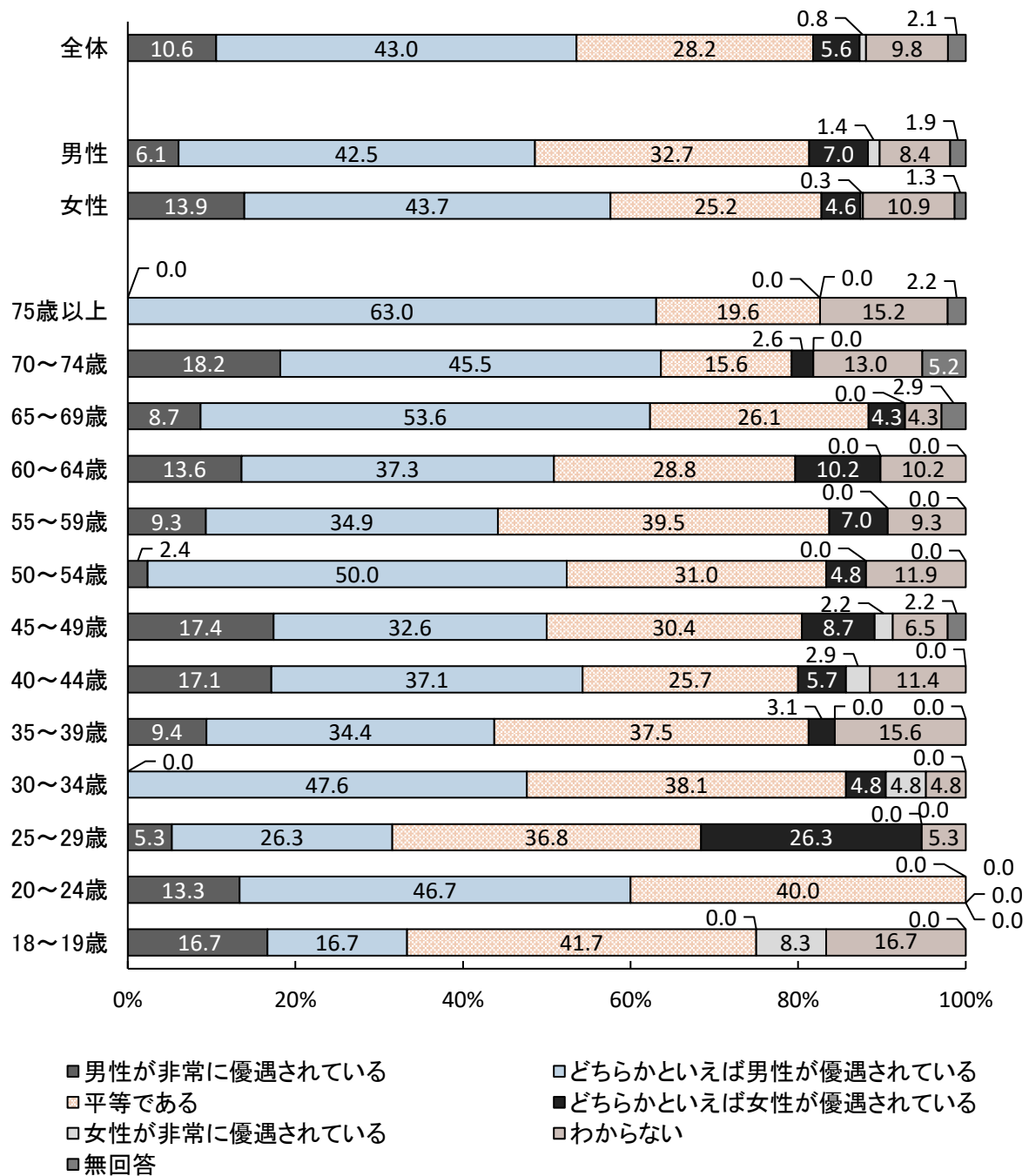


問 社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。（複数回答）



（令和3年柳井市男女共同参画に関する意識調査より）

問 就職の機会や職場の中で男女の地位は平等になっていると思いますか。



(令和3年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

【具体的施策】

1 市の施策、方針決定過程への女性の参画の拡大

- 本市の審議会等への女性の登用割合をさらに向上することを目標として、全庁的に取り組みます。
- 女性が幅広く参画できる機会を増やすため、審議会等の公募枠の拡大、重複兼務委員の解消に努めます。
- 審議会等への女性の参画状況についての調査を定期的に行い、情報を提供します。
- 市政に男女の意見が十分に反映されるよう、市政に関する情報提供の充実を図り、市民の市政に関する関心や意欲を高め、女性が市政に参画しやすい環境づくりを推進します。
- 「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画※により、市役所の女性職員の管理職への登用や、女性が配置されていない職務、役職へも積極的に女性を配置するなど職域拡大を進め、職務経験を通じた多様なキャリア形成を支援し、女性職員の計画的な人材育成に取り組みます。
- 代替要員の確保等による育児休業、介護休業等を取得しやすい環境づくりや、業務の見直しによる時間外勤務の縮減等により、市役所の男性職員、女性職員ともに仕事と生活の調和を実現しやすい職場環境の整備を行います。

【取組内容例】

具体的取組	所管課
審議会等委員に占める女性委員の登用率の向上	政策企画課 総務課
審議会等への女性委員の登用率の公表	政策企画課
審議会等委員に占める女性委員の登用状況や重複兼務委員の調査	総務課
市役所の女性職員が働き続けていく上での相談に対する助言	総務課
市役所における性別にとらわれない職域拡大や職務経験を通じた人材育成	総務課
市役所における育児休業等の取得や時間外勤務縮減の推進	総務課

2 事業所、各種団体等における施策、方針決定過程への参画拡大の支援

- 女性の管理職や指導的役職への登用を進めるための社会的機運の醸成に努めます。また、事業者や民間団体等に対し、協力要請や情報提供等の支援に努めます。
- 女性就業者のリーダーとしての能力発揮に向けて、事業者の積極的取組を促進するため、「やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度」の普及啓発に努めます。

【取組内容例】

具体的取組	所管課
事業者に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※についての啓発資料や関連情報提供	商工観光課
各種団体への研修等開催の情報提供	政策企画課
「やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度」の周知	商工観光課

重点項目 2 働く場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

就業は生活の経済的基盤であり、また働くことは自己実現につながるものです。働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮することができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現にとっても、社会経済活動の活力の源という点からも重要な意味を持ちます。

働く女性の増加に伴い、女性の雇用の場における待遇は、法制面の整備により環境が改善され、女性労働力率のM字カーブにも改善が見られます。しかし、「令和3年意識調査」においては、「一般的に女性が仕事をするについてどう思うか」という問いに「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」と「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」と回答した人の合計は 75.4%、「結婚するまでは仕事をする方がよい」と「子どもができるまでは仕事をする方がよい」と回答した人の合計は 6.3%の割合となっているのに対し、自身（男性の場合はパートナー（配偶者））の働き方についての問いでは、「ずっと職業を持っている」と「子どもができて職業をやめ、大きくなって再び職業を持った」と回答した人の合計は 68.8%、「結婚するまで職業を持っていたが、あとはもっていない」と「子どもができるまでは、職業をもっていたがあとは持っていない」と回答した人の合計は 15.7%となっており、女性が働くことに対する考えと、現実の働き方との間には差が生じています。

多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれのライフスタイルに応じた労働条件が確保される点において、パートタイム労働、派遣労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えることで女性の能力発揮を促進するという積極的な意義があります。一方で、男性と比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状は、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているほか、正規雇用と非正規雇用の間の格差は、男女間の格差の一因となっているという面もあります。さらに、女性は男性と比較して職場での各種ハラスメントの被害者となりやすいことから、山口労働局や山口県等の関係機関との連携により公正な処遇が確保される必要があります。

「令和3年意識調査」における「女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なこと」についての問いでは、「育児・介護との両立について、職場の支援体制が整っていること」（81.4% 前回 70.3%）と答えた人の割合が最も高く、次いで「性別に関係なく仕事が適正に評価されること」（68.1% 前回 54.0%）、「職場の上司・同僚が、女性が働くことに理解があること」（前回 64.3% 前回 55.2%）、「長時間労働の必要がないこと、勤務時間が柔軟であること」（55.7% 前回 42.7%）の順となっています。

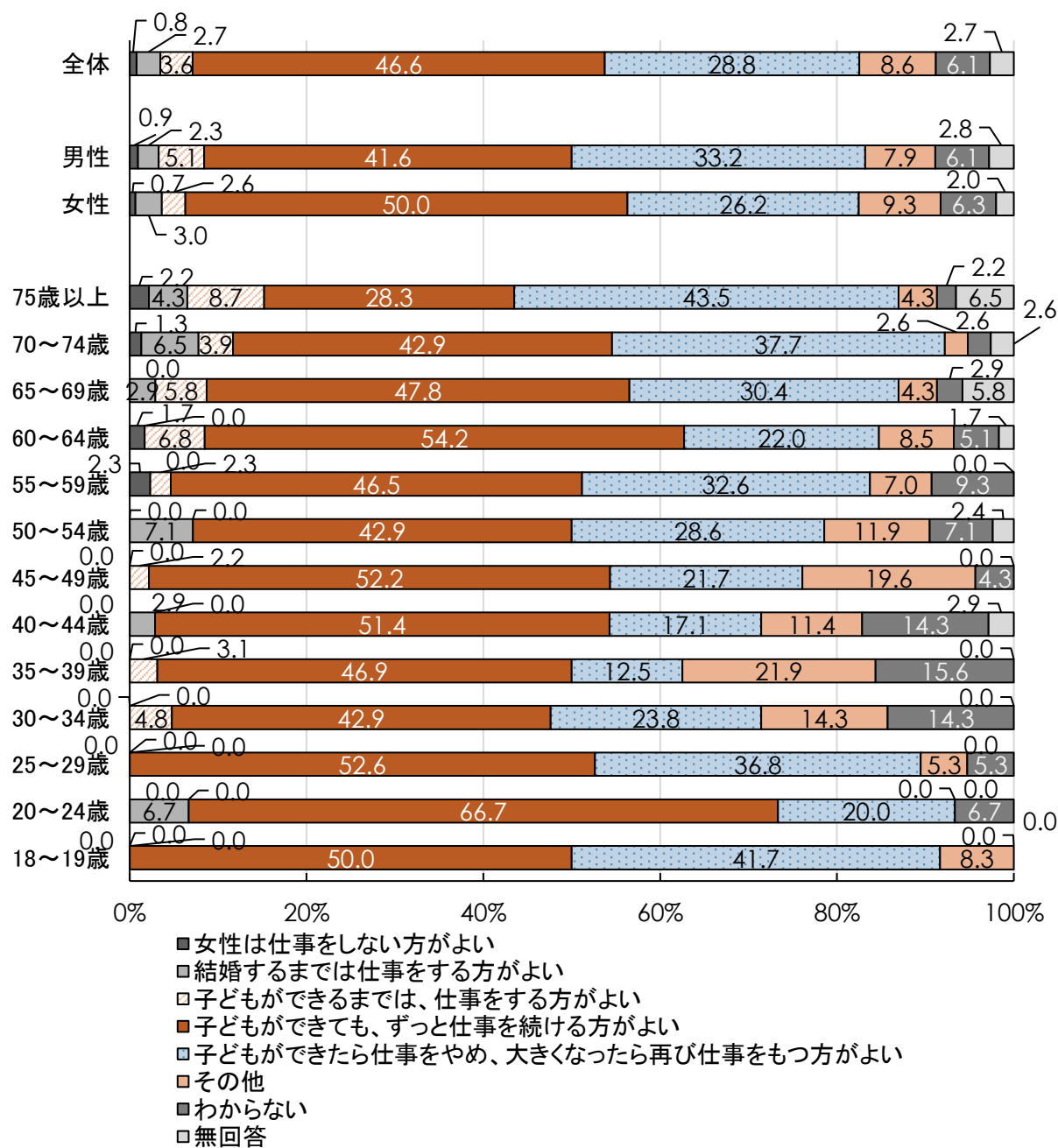
雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を実現するため、山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、事業所への普及啓発に努めるとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※など事業所の自主的な取組を促進していく必要があります。

また、農林水産業、自営業の分野においては、高齢化等による人手不足が進む中で、女性は重要な役割を担っています。担い手育成の視点からも、女性が男性と対等に経営等に参画し、

新規就業者にとって魅力ある生きがいを持って働くことができる環境づくりに取り組む必要があります。

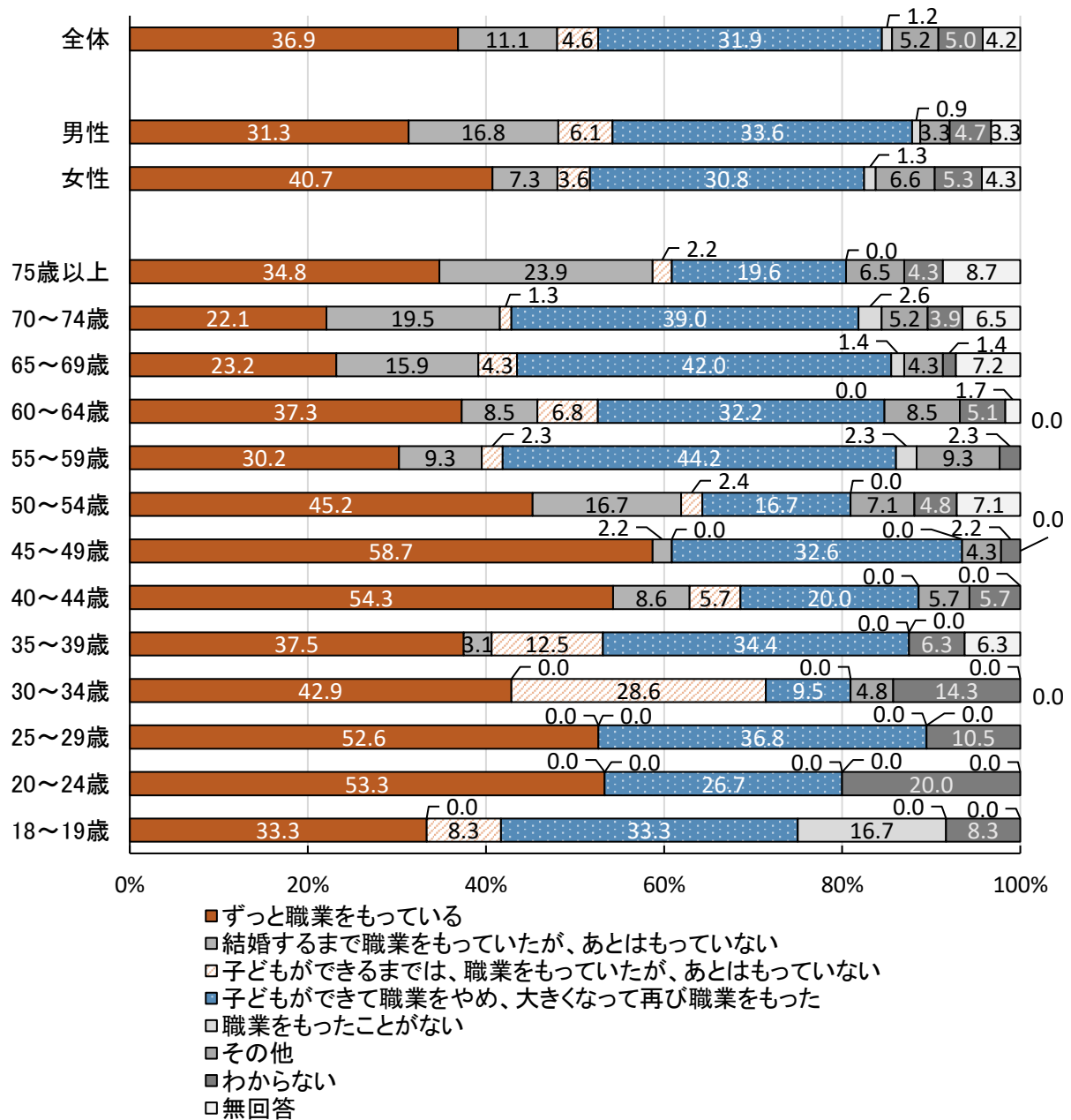
また、「令和3年意識調査」における「女性の活躍が進むために家庭や社会等でどのような環境整備が必要と思うか」という問いについては「夫の積極的な家事・育児・介護への参加」が78.1%（前回 68.0%）と最も高く、以下「保育施設等の育児サービスの充実」（68.7% 前回 60.9%）、「福祉施設等の介護サービスの充実」（58.7% 前回 53.6%）の順になっており、家庭での役割を男女が共に担う意識づくりや家事、子育てや地域活動に参加しやすい環境づくりに努め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

問 一般的に女性が仕事をするかどうかについてどう思いますか。(ひとつだけ選択)



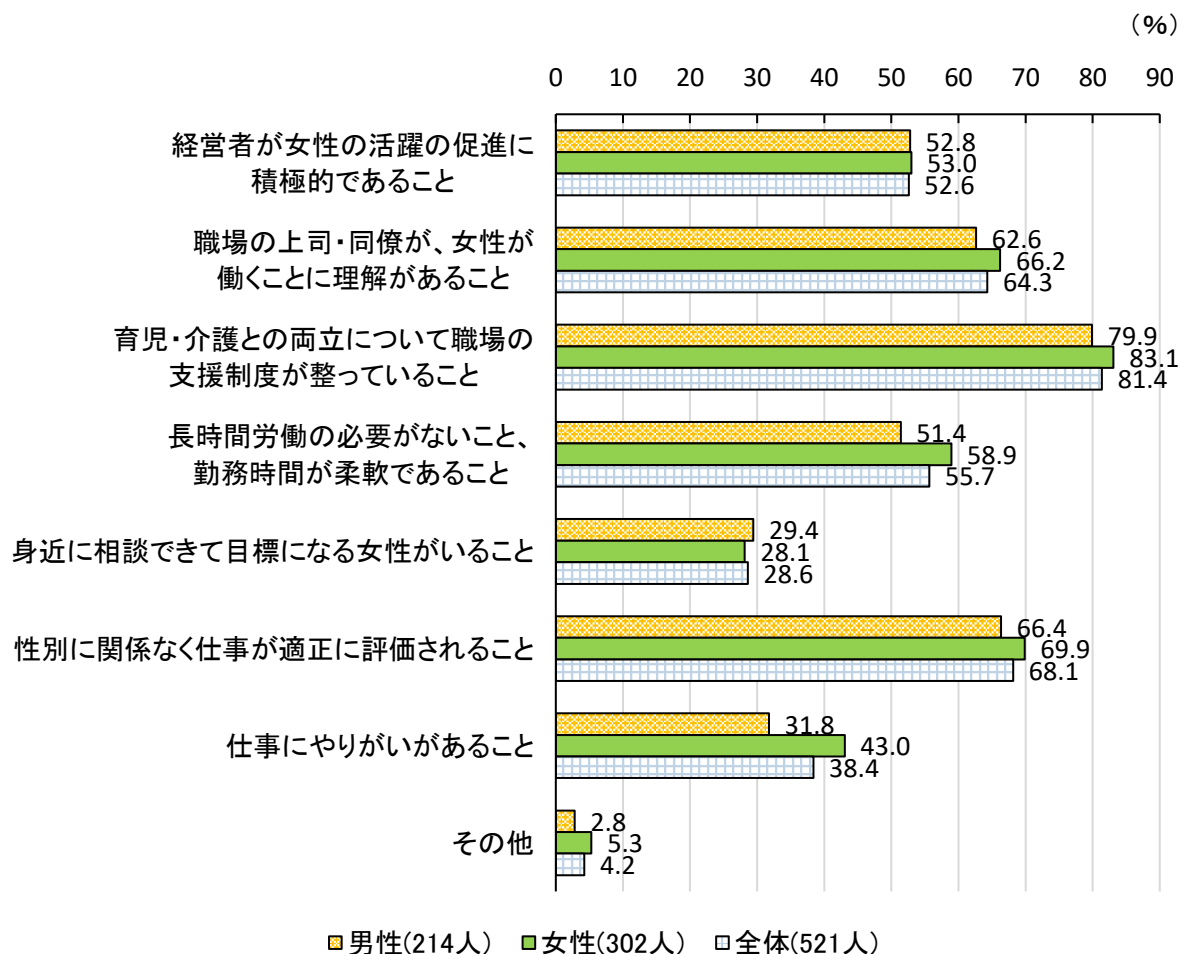
(令和3年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

問 あなた（男性の場合は、あなたの配偶者（パートナー））の働き方は、どれにあてはる
 と思いますか（どのような働き方になりそうですか）。独身の方も結婚した場合を想定
 して回答してください。（ひとつだけ選択）



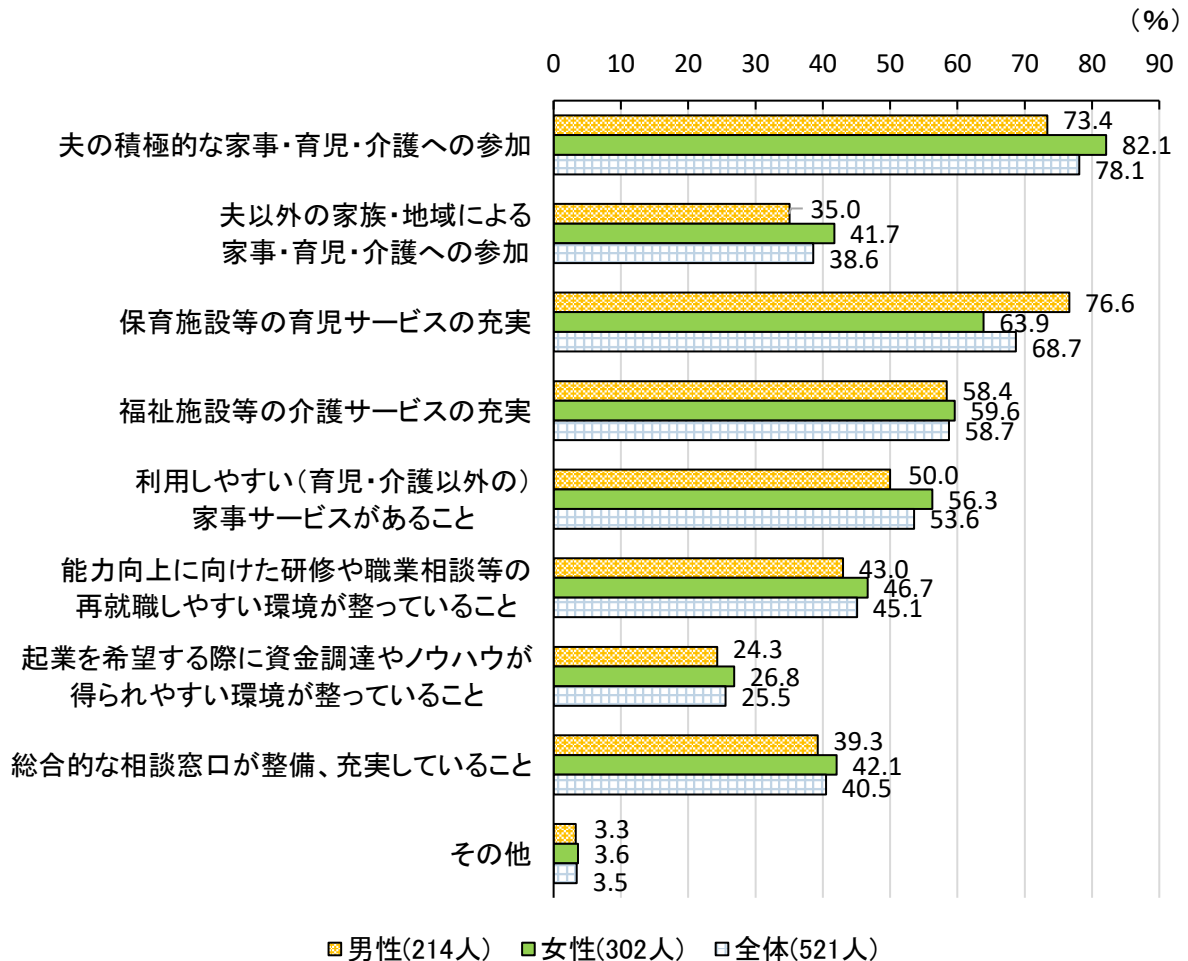
（令和3年柳井市男女共同参画に関する意識調査より）

問 女性が活躍できる仕事・職場環境にするために、何が必要と思いますか。（複数回答）



（令和3年柳井市男女共同参画に関する意識調査より）

問 女性が活躍が進むためには、家庭や社会等でどのような環境整備が必要だと思いますか。（複数回答）



(令和3年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

【具体的施策】

1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）に向けた就業環境の整備

- 男女の均等な雇用機会と待遇の確保が図られるよう、山口労働局や山口県等の関係機関（以下、この1の事項において「関係機関」という。）と連携し、セミナーの開催や啓発資料等の情報提供等により、「男女雇用機会均等法※」や「女性活躍推進法」などの関係法令の周知を図ります。
- セクシュアル・ハラスメント※、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等の防止や雇用管理の改善を図るため、関係機関と連携し、啓発資料の配布による意識啓発や、相談窓口等に関する情報提供に努めます。

- 関係機関と連携し、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)[※]や仕事と家庭、地域生活の両立に積極的に取り組む事業者、団体等を認証する制度等の情報提供に努めます。
- 女性が活躍できる雇用環境の整備促進のため、事業所に対して「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画[※]」の策定・実施の推進啓発に努めます。
- 関係機関と連携し、仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備に対する認定制度等の情報提供に努めます。
- 事業所における主体的な取組を促すため、男女共同参画に関する取組事例を収集し、各種広報媒体を活用して啓発に努めます。
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス[※])が企業や社会経済の活性化、家庭生活の充実、地域社会とのつながりの強化に資することを強調しながら、その推進のための法制度や各種支援制度についての周知を図ります。
- 事業所に対して、山口県が取り組む毎月第3日曜日を標準とした「家庭の日[※]」の趣旨についての啓発を行うとともに、労働者が家族のきずなを深め、健康で豊かな生活を送れるよう、長時間労働を抑制し、年次有給休暇が取得されるような気運を醸成します。

【取組内容例】

具体的取組	所管課
事業所への関係法制度の周知	商工観光課
啓発用パンフレットの配布	商工観光課 政策企画課
山口県「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」の周知	商工観光課
山口県「やまぐち子育て応援企業宣言制度」「やまぐちイクメン応援企業宣言制度」の周知	商工観光課
市広報紙、市ホームページ、CATV等による啓発	商工観光課 政策企画課

2 多様な働き方を選択できる環境の整備

- 子育てや介護等にかかわらず意欲ある女性が継続して働き続け、能力を発揮することができるよう、育児・介護休業や短時間正社員制度など多様で柔軟な働き方が可能となる環境づくりを推進します。
- 山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、非正規雇用者の処遇改善や非正規雇用から正規雇用への転換制度の普及啓発に努めます。

- 女性労働者の就業能力を高め、適切な職業を選択できるための意識啓発、情報提供等に努めます。
- 出産、子育て、介護等でいったん離職した女性の再就職や起業の支援等に必要な情報の提供に努めます。
- 再就職を希望する女性の能力開発を支援するための公共職業訓練や各種資格を得るための情報、有資格者に対する雇用情報の提供など、関係団体と連携して職業能力を発揮できる働き方を支援します。
- 自宅、サテライトオフィス※、シェアオフィス、コワーキングスペース※等、時間や場所を有効に活用できるテレワーク※の導入に向け、企業への情報提供と普及促進に努めます。

【取組内容例】

具体的取組	所管課
事業所への関係法制度の周知	商工観光課
啓発用パンフレットの配布	商工観光課
関係行政機関との連携による相談窓口の周知	商工観光課
求人確保促進月間に合わせた事業所への女性雇用の要請	商工観光課
山口県の職業訓練や研修会等の情報提供	商工観光課
サテライトオフィス※等の誘致による新たな就業環境の創出	企業立地・雇用創造推進室

3 農林水産業等における男女共同参画の推進

- 農林漁業団体や農業委員等、団体、組織での方針決定の場への女性参画を促進するとともに、女性リーダーの育成を図るための先進的な取組等に関する情報提供に努めます。
- 柳井市農山漁村女性連携会議等の関係機関、団体との連携により、先進的な取組や知識、技術に関する情報交換や提供に努め、農林漁業経営の多角化・複合化、6次産業化等による付加価値の向上分を経営に取り入れる取組の推進に努めます。
- 地域農業振興を担っていく女性の認定農業者及び指導農業士、農家生活改善士の育成に努めるとともに、女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定※の締結促進に努めます。
- 都市と農山漁村が支え合い、持続可能な農山漁村の暮らしをつくっていけるよう、特産品づくりや地産地消の推進等への取組を支援します。

- 男女を問わず農林水産業への就業意欲のある人を対象とした研修会の開催や情報提供等に努め、新規就業者を支援します。
- 商工会議所、商工会など商工団体での方針決定の場への、女性参画の促進に向けた普及啓発活動に取り組みます。
- 商工会議所、商工会など商工団体が実施する各種研修会や講習会等への支援に取り組みます。
- 男女を問わず起業意欲のある者を対象とした講習会等の情報提供、起業化のための低利融資制度の周知に努めます。

【取組内容例】

具体的取組	所管課
柳井市農山漁村女性連携会議の活動支援	農林水産課
女性の認定農業者及び指導農業者、農家生活改善士の育成、活動支援	農林水産課
農林漁業経営の多角化・複合化、6次産業化等への支援	農林水産課
家族経営協定※の締結推進	農業委員会 農林水産課
都市農村交流施設における女性団体との連携	農林水産課
農林水産業への新規就業の支援	農林水産課
商工会議所、商工会など商工団体への啓発普及活動	商工観光課
商工会議所、商工会など商工団体の各種研修会や講習会等の支援	商工観光課
事業所への関係法制度の周知	商工観光課

4 子育て、介護支援の充実

- 家事を含めた育児や介護等の家庭生活に、男女が協力して関わることについての意識啓発活動を行い、男性の積極的な家庭生活への参画を促進します。
- 男女が共に仕事と家庭、地域活動を両立できるよう、育児、介護等についての社会的サービスの情報提供、取組を進めます。
- 子育てへの不安や負担を解消するための適切な情報提供を行うとともに、子育て家庭が気軽に相談できる身近な協力者を養成します。
- 子育てに関する相談体制の充実を図ります。
- 高齢者の健康維持と介護予防対策等の充実により、介護に対する家族の負担軽減を図り

ます。

- 高齢者一人ひとりの介護ニーズに即したサービスが適切に提供されるよう、介護支援策の充実を図ります。
- 事業所を対象に、育児・介護休業や短時間勤務制度など、仕事と家庭生活の両立のための制度の定着促進を図るため、山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、その普及啓発に努めるとともに、事業主に対する国の助成制度等についての周知を図ります。

【取組内容例】

具体的取組	所管課
市広報紙、市ホームページ、CATV等による啓発	政策企画課
啓発用パンフレットの配布	政策企画課
保育所、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ等保育サービスの充実	こどもサポート課
子育てに関するリーフレットの配布	健康増進課
母子モ（母子手帳アプリ）を活用した子育てに関する情報発信	健康増進課
子育てに関する各種教室の開催	健康増進課
柳井市母子保健推進協議会の活動支援	健康増進課
マタニティクラス※の開催	健康増進課
子育て世代包括支援センター（やなでこ相談室）※による子育て期の相談の実施	健康増進課
乳幼児健康相談の実施	健康増進課
子育て支援センターの活動支援	こどもサポート課
男性の育児参加啓発に関するポスター掲示やパンフレットの配布	こどもサポート課
高齢者を対象とした介護予防のための各種教室の開催	高齢者支援課
各種団体による高齢者訪問等の活動支援	高齢者支援課
地域包括支援センター※を中心とした総合的介護支援	高齢者支援課
啓発用パンフレットの配布	政策企画課 商工観光課
山口県「やまぐち子育て県民運動」の啓発及び「やまぐち子育て家庭応援優待制度」の周知	こどもサポート課

重点項目 3 地域における男女共同参画の推進

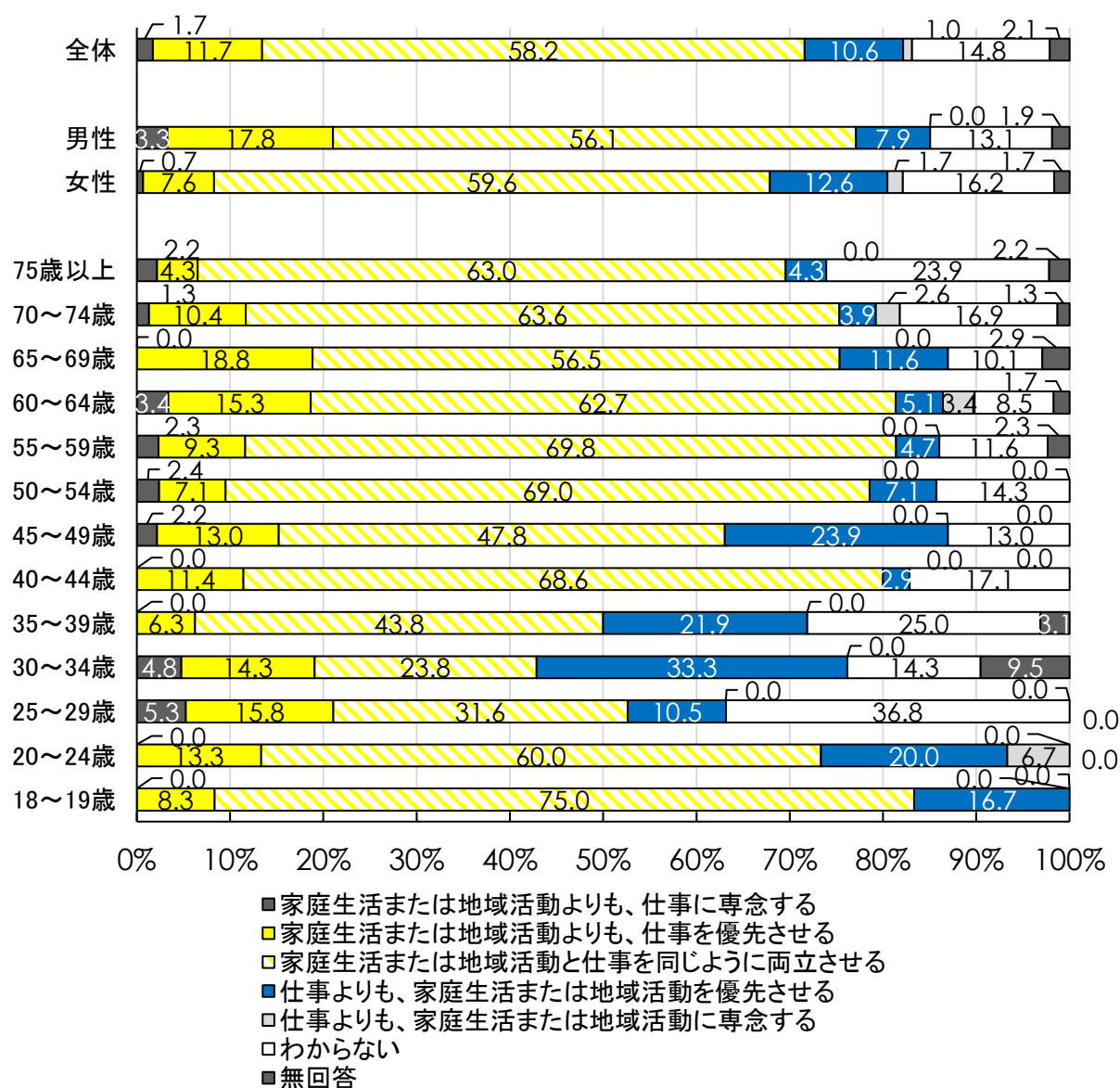
人口減少、少子化・高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、地域社会では人間同士のつながりが希薄化する傾向にあります。

「令和3年意識調査」における「仕事と家庭生活や地域活動への望ましい関わり方」についての問いには「家庭生活または地域活動を仕事と同じように両立させる」が58.2%（前回46.2%）と最も多い結果となっていますが、「現実の家庭生活や地域活動の関わり方」についての問いでは、「両立させている」は28.2%（前回19.9%）にとどまっています。さらに、男性では「仕事に専念している」（10.3%）と「仕事を優先させている」（28.0%）と答えた人の合計（38.3%）が「両立させている」（34.6%）を上回っています。

地域は家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、男女が共に仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとりながら関わっていくことは、男女共同参画社会の実現にとって大変重要です。その実現のためには、地域における施策、方針決定過程に男女が共に参画できる環境づくりを行うことが求められます。

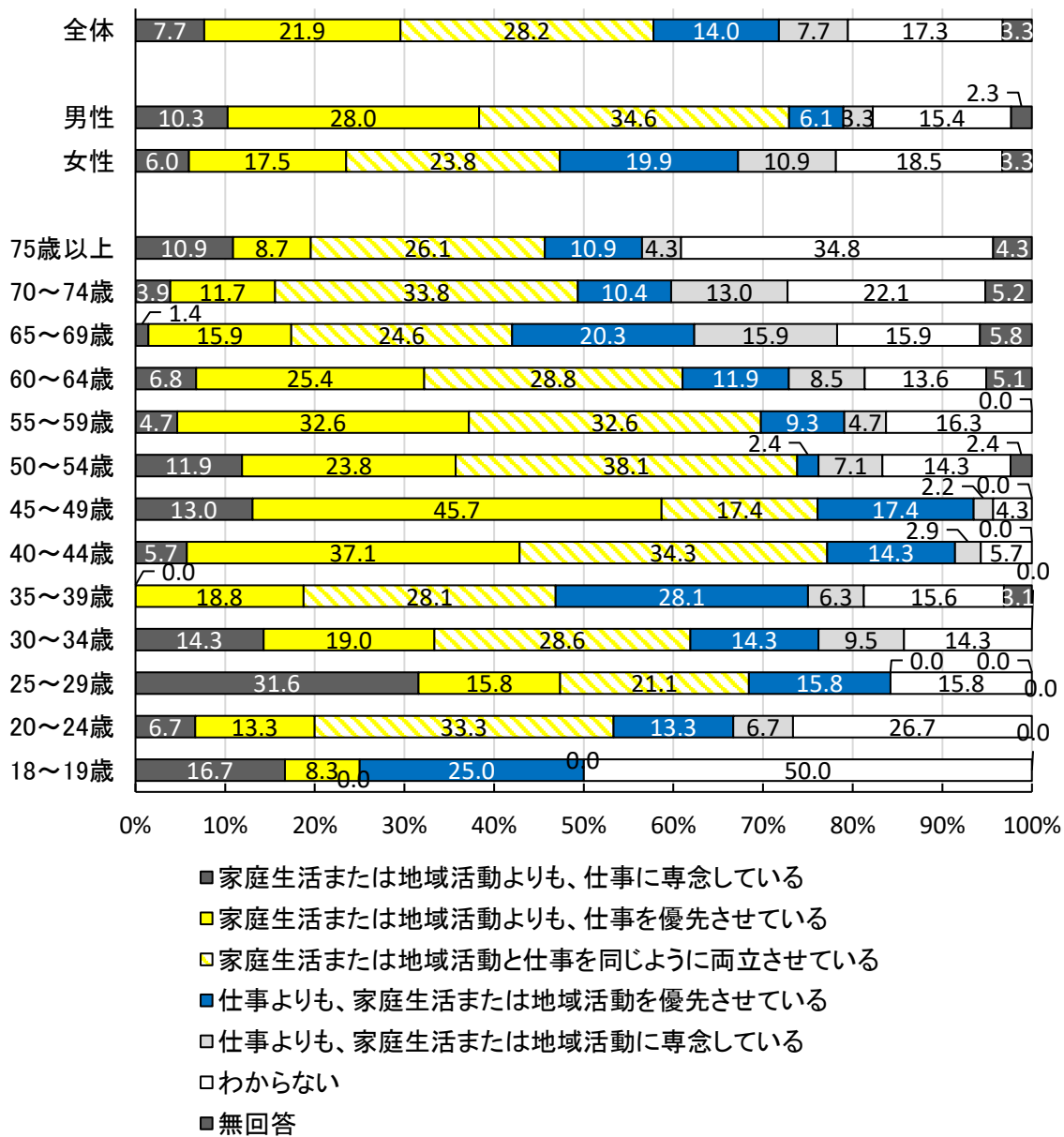
また、防災、環境等の分野は、地域に根ざした活動も多く、組織の運営や活動の進め方について男女共同参画の視点が大切です。特に防災の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮することが重要であり、防災に関する施策、方針決定過程や防災活動の現場における女性の参画を促進していく必要があります。環境面の取組においても、環境に関する施策、方針決定過程への女性の参画を図っていく必要があります。

問 仕事との関係において、家庭生活または自治会やボランティアなどの地域活動をどのように位置づけるのが望ましいと思いますか。(ひとつだけ選択)



(令和3年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

問 続いて、現在の状況では、あなたは次のどれに当てはまりますか（ひとつだけ選択）



（令和3年柳井市男女共同参画に関する意識調査より）

【具体的施策】

1 地域活動における男女共同参画の推進

- 男性に多く見受けられる職場優先の意識や生活様式を見直し、男女が様々な地域活動に積極的に参画できるよう、啓発に努めます。
- 家庭とともに身近な暮らしの場である地域でのコミュニティ活動を推進するための人材育成に努め、意欲的な担い手等に対する研修や学習機会の充実を図ります。
- 柳井市女性団体連絡協議会参加団体をはじめ、女性の視点をもって自主的、主体的に地域づくりに取り組む各種団体、グループ相互の連携を促進し、組織の活性化を支援します。

- 女性の登用を促進するために、人材に関する情報の収集、整理を行い、個人情報保護に配慮しながら情報の活用を図ります。

【取組内容例】

具体的取組	所管課
啓発用パンフレットの配布	政策企画課
各種団体のコミュニティ活動支援	地域づくり推進課
各種団体の取組への支援	政策企画課
やない市民活動センターの活動支援	地域づくり推進課
女性人材情報の収集、整備	政策企画課

2 防災分野、環境分野等における男女共同参画の推進

- 防災体制の整備に当たっては、被災時や復興段階における男女のニーズの違いに着目し、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。
- 防災に関する施策、方針決定過程や防災活動の現場等、組織の運営や活動の進め方における女性の参画推進を図ります。
- 環境分野に関する施策、方針決定過程への女性の参画推進を図り、環境問題への取組に男女の意見が反映されるよう努めます。

【取組内容例】

具体的取組	所管課
各種災害対策における女性の視点からの意見反映	危機管理課
地域防災活動への女性参画の推進	危機管理課
環境保全活動への女性参画の推進	市民生活課

基本目標Ⅱ 男女共同参画への意識の改革と醸成

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識※にとらわれることなく、すべての人が性別に関係なく一人ひとりの人間としての尊厳が守られ、基本的人権が尊重されなければなりません。

そのためには、子どもをはじめ幅広い世代を対象に固定的な性別役割分担意識※を植え付けない、押し付けない取組を進めることで、男女共同参画への意識の改革と醸成を深める必要があります。



重点項目 1 男女共同参画の推進に向けた意識の改革

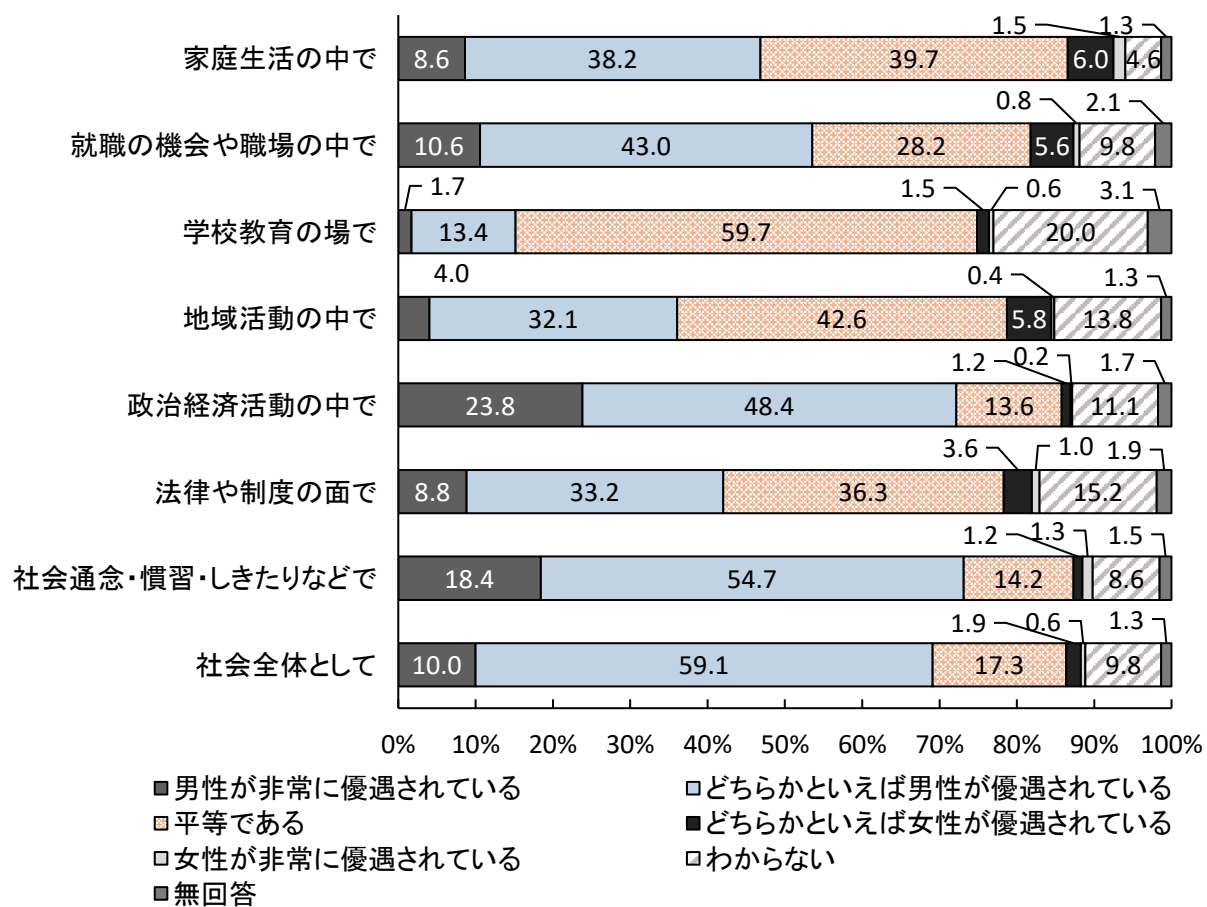
「令和3年意識調査」における「男女の地位の平等」についての問いに、「平等」と答えた人の割合は、「学校教育の中で」（59.7%、前回 63.0%）の分野が最も高く、以下「地域活動の中で」（42.6%、前回 43.7%）、「家庭生活の中で」（39.7%、前回 32.6%）となっています。

その一方で、「男性が優遇されている」と答えた人の割合は、「社会通念・慣習・しきたりなどで」（73.1%、前回 73.6%）、「政治経済活動の中で」（72.2%、前回 70.8%）、「社会全体として」（69.1%、前回 67.2%）、「就職の機会や職場の中で」（53.6%、前回 59.4%）となっており、前回同様に全体では5割を超えました。

関連法の整備は進んできたものの、依然として男女の地位の平等について意識の醸成が図られているとは言えません。そうした背景には、働き方、暮らし方の根底に長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識※や、性差に関する偏見、固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられます。社会活動や個人の生き方が多様化する中で、男女が互いに人権を尊重し、対等な立場で社会のあらゆる分野に参画できるよう、男女の人権意識をより一層高めるための効果的な取組を推進する必要があります。

また、社会には、LGBT※など性的指向や性自認を理由とした偏見や固定観念等により困難な状況に置かれ、人権を侵害されている人々がいます。すべての人が、自信と誇りを持って自立した生活を送ることができるよう、人権を尊重し、多様な家族形態やライフスタイルを認め合う社会全体の理解の促進や意識改革が必要です。

問 あなたは、次のような各分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものを選んでください。（それぞれひとつずつ選択）



（令和3年柳井市男女共同参画に関する意識調査より）

【具体的施策】

1 市民意識の醸成に向けた取組の推進

- 多様化した学習需要に対応し、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担意識※にとらわれることのないよう、男女共同参画の理念や「社会的性別（ジェンダー※）」の視点の定義について、分かりやすい広報、啓発活動を行います。
- 「男女共同参画週間」「行政相談週間」「人権週間」など様々な機会を通じ、男女共同参画に関する認識を深めるための啓発活動を行います。
- 市内各種団体主催の男女共同参画の推進に資する講演会、講座等の開催を支援します。
- 本市における男女共同参画に関する施策の取組状況等について、報道機関への情報提供等により、広く内外へ情報発信を行います。

【取組内容例】

具体的取組	所管課
市広報紙、市ホームページ、CATV等による啓発、広報活動	政策企画課 人権啓発室
生涯学習、社会教育活動の支援	生涯学習・スポーツ 推進課
女性団体等の活動支援	政策企画課

2 人権を尊重した男女共同参画の取組の推進

- 男女共同参画を阻害する要因となる慣行や固定的な性別役割分担意識※等についての調査を実施するとともに、国、県、関係機関等が行っている男女共同参画の推進に関する情報を収集し、提供します。
- 性別、年齢に応じた広報、啓発活動を行い、「男は仕事、女は家庭」の言葉に代表される固定的な性別役割分担意識※の解消を図ります。
- 学校教育や社会教育において、人権教育、男女平等教育の充実と推進を図ります。
- 性的指向や性自認など性の多様性についての正しい理解を促進するため、啓発活動や教育の推進を図ります。

【取組内容例】

具体的取組	所管課
男女共同参画に関する市民意識調査の実施	政策企画課
男女共同参画に関する情報の収集、整備、提供	政策企画課
「男女共同参画社会」という用語の周知	政策企画課
人権教育、男女平等教育の推進	学校教育課 生涯学習・スポーツ 推進課 人権教育室
企業を対象とした人権研修の開催	人権教育室
性の多様性の理解促進に関する情報提供や意識啓発	政策企画課 人権啓発室 学校教育課 生涯学習・スポーツ 推進課 人権教育室

重点項目 2 男女共同参画の視点に立った教育、学習の充実

「令和3年意識調査」において、今後女性がもっと増える方が良いと思う職業や役職についての問いでは、「国、都道府県や市町村議会議員」が50.1%と最も高く、以下、「都道府県、市町村の首長」(49.3%)、「企業の管理職」(47.0%)、「国家公務員、地方公務員の管理職」(44.9%)、「弁護士、医師などの専門職」(40.9%)の順になっています。

男女共同参画社会を実現するためには、性別による固定的な職業観や進学についての考え方にとらわれず進路選択が行われ、自らの意思によって社会のあらゆる分野で共に自立してその個性と能力を発揮できる環境づくりが求められます。

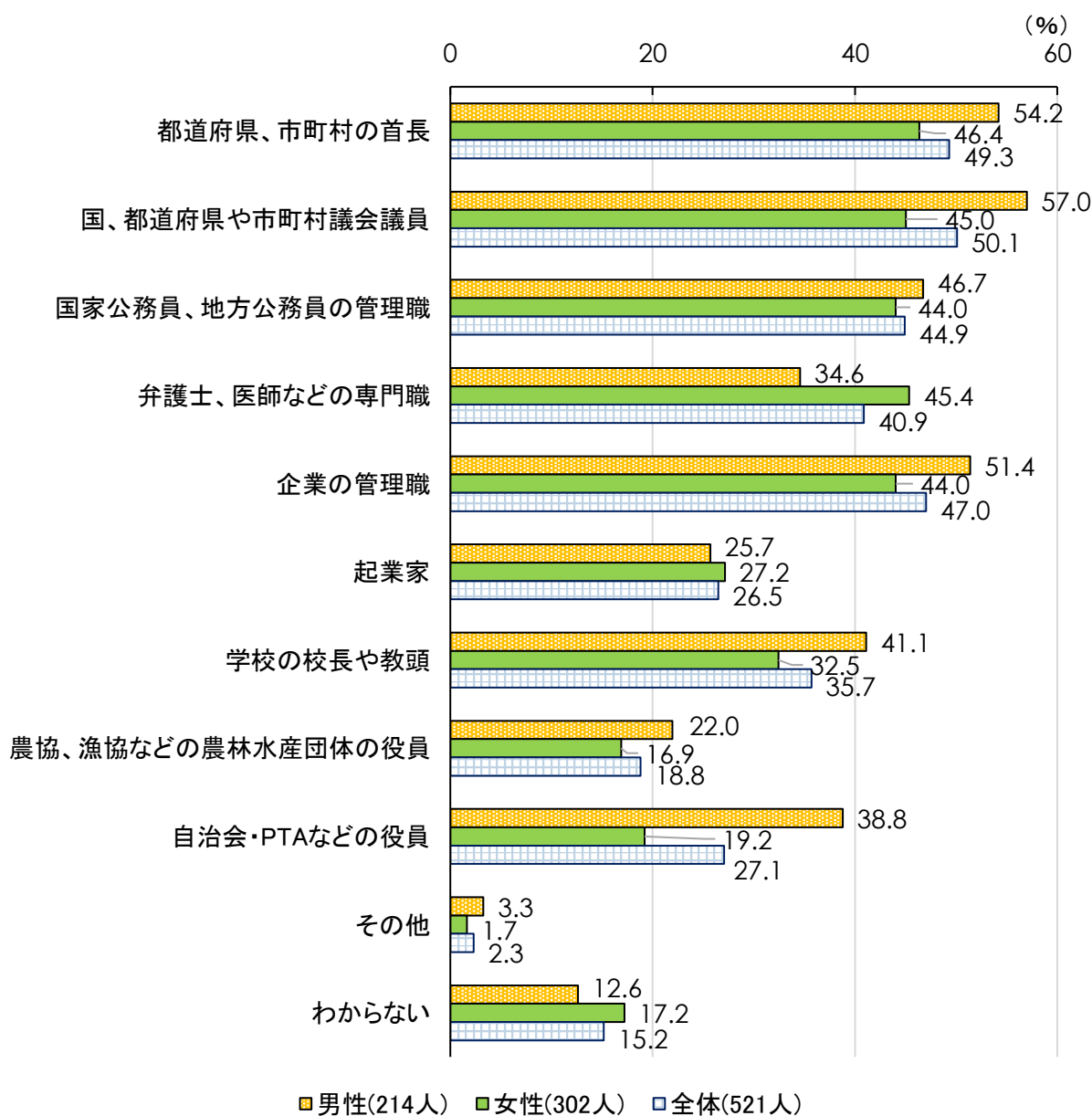
そのためには、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、人権尊重を基盤とした男女平等を推進する教育、学習の充実を図っていく必要があります。

また、子どもは家庭の中で生活習慣等を身に付け成長していくことから、男女共同参画の視点に立った家庭教育を支援することで、次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮して、男女共同参画への理解のもとで、自己形成ができる社会の実現が重要です。また、三世代交流等の機会を通して、世代を超えた共通理解を促す取組も必要です。

男女が固定的な性別役割分担意識※にとらわれることなく、主体的で多様な選択を行える能力を身につけられるようにするためには、人生を通じたそれぞれの段階における学習機会の充実を図るとともに、社会のあらゆる分野において女性の能力や活力を引き出すため、女性のエンパワーメント※を促進していく必要があります。

さらに、多様な価値観を受け入れ、男女共同参画社会の醸成にもつながることから、国際理解を深めるための教育への取組も必要です。

問 次にあげる職業や役職で、今後女性がもっと増える方が良いと思うものはどれですか。
(複数回答)



(令和3年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

【具体的施策】

1 男女共同参画を推進する教育、学習機会の充実

- 幼児が、遊びや集団活動等を通じて、幼児期にふさわしい日常生活におけるルールや道徳心、男女平等に関する意識を育めるよう、幼稚園、保育所等との連携を推進します。
- 学校教育における男女共同参画についての学びの一貫性を確保し、男女共同参画社会の形成は男女の生物学的な違いを否定するものではないことを正しく理解させるとともに、

性別にとらわれないキャリア教育を推進し、進路指導や相談体制の充実を図ります。

- 子どもたちの男女共同参画意識を高め豊かな心を育めるよう、より多くの市民が教育に積極的にに関わり、人づくり・まちづくりを推進するスクール・コミュニティに取り組みます。
- 幅広い年代の市民が、生涯を通じて男女相互の人権を尊重し、男女平等の意識の醸成を図るとともに、男女共同参画について学ぶ機会を充実させるため、関連講座等の学習情報の提供や人権教育、男女共同参画に関する講演会等の開催に努めます。
- 保育士や教職員等各分野において指導に当たる者に対し、研修の実施や学習機会の提供を行います。
- 子育て中の親やこれから親となる人が、子育てや家庭教育について学ぶ中で、男性の育児参加を推進し、男女平等についての正しい知識を得られるよう学習機会の充実を図ります。
- 家族のふれあいや親子の共同体験を促進し、男女平等意識の啓発に努めます。
- 男女が相互に人格を尊重し、協力し、助け合う家族間の人間形成を図るため、幼児や高齢者とのふれあいや交流等の機会を通じて、家庭教育の充実に努めます。
- 外国の文化や生活習慣を認め合い、相互理解を深めるための国際理解教育を推進します。
- 国際関連情報や相互理解の場の提供により、国際交流活動や交流の拡大を支援し、国際理解の促進に努めます。

【取組内容例】

具体的取組	所管課
幼保小連携協議会の開催	学校教育課
年間指導計画における人権教育の推進	学校教育課 人権教育室
総合的な学習の時間や職場体験学習の実施	学校教育課
学校応援団を中心としたスクール・コミュニティの推進	学校教育課 生涯学習・スポーツ 推進課
三世代交流による世代間の理解の推進	生涯学習・スポーツ 推進課
学校教育や企業の人権教育研修会への講師派遣	人権教育室
公民館等での講座内容への男女共同参画に関する学習の充実	生涯学習・スポーツ 推進課

男女共同参画に関する研修等の情報提供	政策企画課
毎月第3日曜日を標準とした「家庭の日※」についての啓発	生涯学習・スポーツ推進課
柳井市母子保健推進協議会が行う子育て輪づくり活動の支援	健康増進課
国際交流関連資料の情報提供、啓発用パンフレットの配布	地域づくり推進課
A L T（外国語指導助手）等を活用した、市内の小中学校等における英語教育の充実	学校教育課
生活者としての外国人の日本語学習機会の確保	地域づくり推進課

2 女性の参画のための学習機会の充実

- 女性が社会のあらゆる分野に参画することへの抵抗を感じないように、男性に対しても男女共同参画意識の啓発を推進します。
- 女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画するための力をつけるため、多様化、高度化した学習ニーズに対応する生涯を通じた学習機会の充実を図ります。
- 女性が社会的、職業的に自立するために必要な能力を開発できるよう、情報提供や学習機会の充実に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。
- 各種女性団体、市民活動団体等の育成の支援を図ります。

【取組内容例】

具体的取組	所管課
啓発用パンフレットの配布	政策企画課
女性の社会参加や就業能力向上のための講演会等の開催	政策企画課
各種女性団体、市民活動団体等の育成	政策企画課 地域づくり推進課
女性の就業支援	商工観光課 企業立地・雇用創造推進室

基本目標Ⅲ すべての人が健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりの人権が尊重され安全に生活できる環境づくりが重要です。そのためには、性別に起因する暴力を根絶するとともに、人生100年時代を見据え生涯を通じた健康維持への支援とすべての人が安心して暮らせる環境を整備する必要があります。



重点項目1 男女間における暴力の根絶【柳井市DV対策基本計画】

配偶者等からの身体的、精神的、経済的、性的暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））やセクシュアル・ハラスメント※、性犯罪、ストーカー行為等は、重大な人権侵害です。「配偶者暴力防止法※」は、被害者を女性には限定していませんが、DVの被害者の多くは女性です。また、外部からその発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすく、暴力がエスカレートして、被害が深刻化しやすいという特性があります。

「令和3年意識調査」における「配偶者からの暴力の被害経験」の問いについて、身体的な暴力、精神的暴力、性的暴力を受けたことがある人は、それぞれ15.7%、15.7%、10.5%でした。

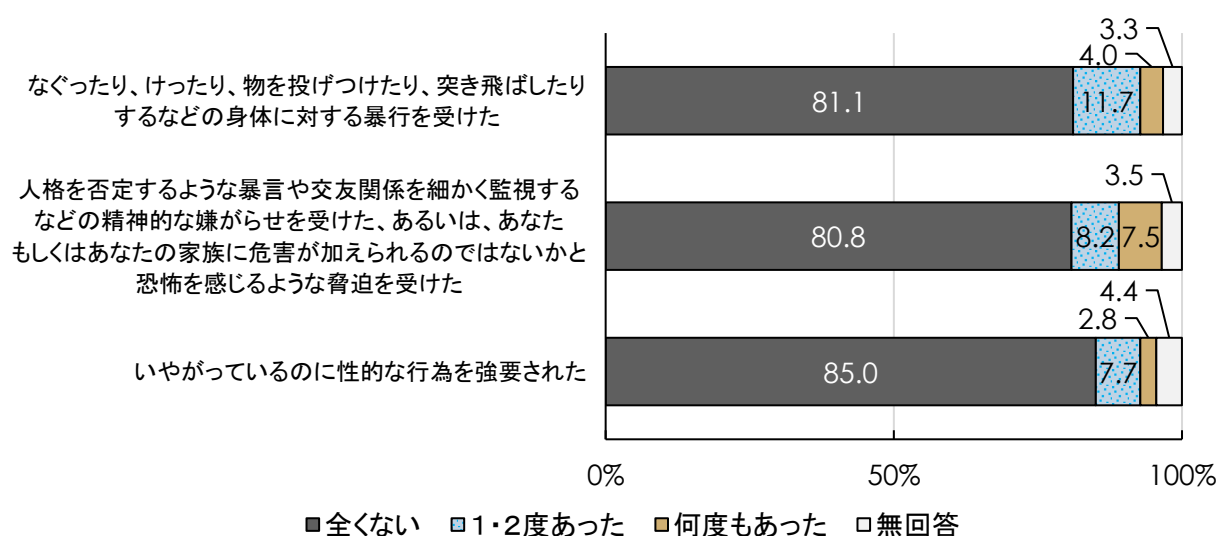
また、若い世代における交際相手からの暴力（デートDV）も問題となっており、「令和3年意識調査」における「交際相手からの暴力の被害経験」の問いでは、それぞれ1割前後の人が身体的暴力、精神的暴力または性的暴力を受けたことがあると答えています。

このような状況を改善するためには、男女を問わず一人ひとりが、DVは身近にある重大な人権侵害であることを理解し、DVを容認しない社会的な意識の醸成に向けた取組を進めていく必要があります。

配偶者等からの暴力の被害経験、交際相手からの暴力の被害経験の問いのそれぞれについて「ある」と答えた人のうち約半数が「どこにも相談しなかった」と答えており、DV被害者が一人で悩むことなく相談窓口を利用するよう、広くその周知を図り支援体制を整えることが重要です。

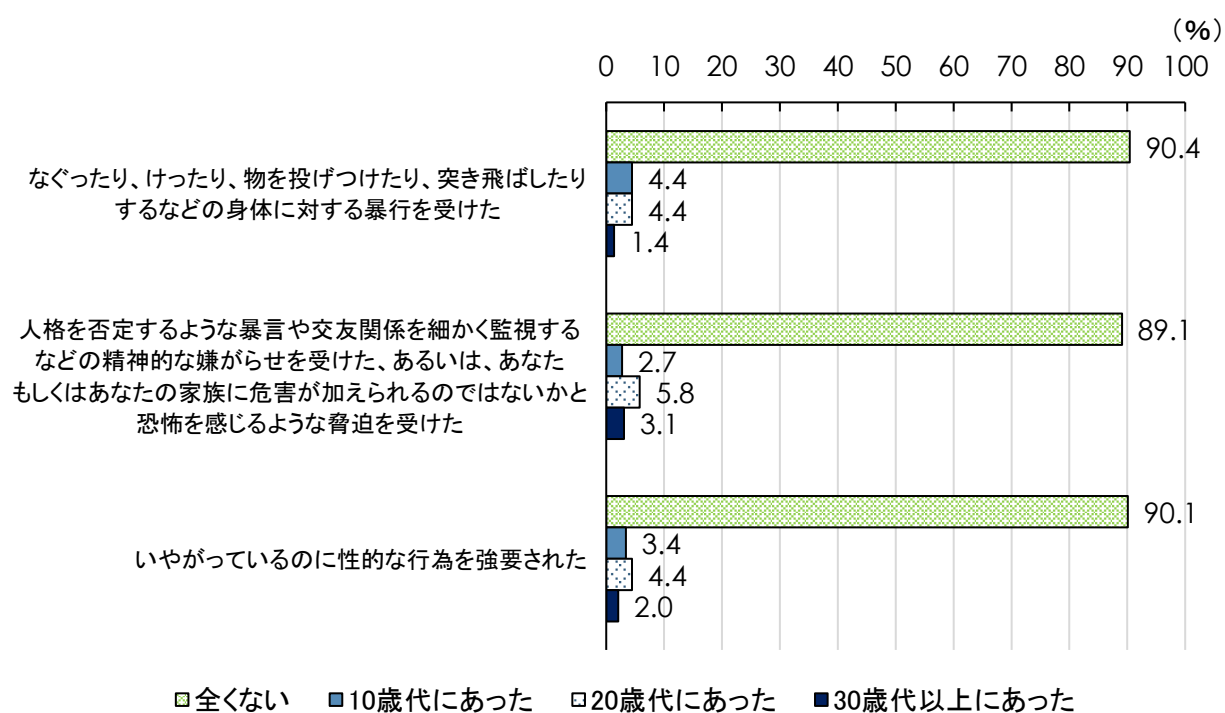
また、配偶者等からの暴力が子どもの目の前で行われた場合、面前DVと言われる児童虐待となり子どもの成長に悪影響を及ぼします。支援体制においては児童虐待防止のための対策等との連携が求められており、相談体制の整備、充実に向けた取組を進めていく必要があります。

問 あなたはこれまでに、あなたの配偶者から次のようなことをされたことがありますか。あてはまるものを選んでください。（それぞれひとつずつ）



（令和3年柳井市男女共同参画に関する意識調査より）

問 あなたは、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。あてはまるものを選んでください。（それぞれいくつでも）



（令和3年柳井市男女共同参画に関する意識調査より）

【具体的施策】

1 男女間の暴力を根絶するための基盤整備

- 山口県等関係機関との連携により、関係法制度の周知等の啓発活動をさらに強化するとともに、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない意識を醸成するための教育や啓発活動を推進します。
- 性犯罪、売買春、人身取引、配偶者等からの暴力、児童虐待、障がい者虐待等のあらゆる暴力の根絶に向けて、幼児期から発達段階に応じた道徳教育、情操教育を通じた非暴力啓発を進めます。
- 家庭や地域において、人権の尊重、男女平等など男女の相互の理解と協力の重要性の意識の醸成を図るため、人権や男女共同参画に関する学習情報の提供や学習機会の充実に努めます。
- 職場や学校等あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント[※]等防止のための啓発活動に努めます。
- 山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、「男女雇用機会均等法[※]」に基づく事業主が講ずべき措置に関する指針の周知等の啓発活動や相談体制の充実に努めます。

【取組内容例】

具体的取組	所管課
市広報紙、市ホームページ、CATV等による啓発	政策企画課
DV防止に関する研修や学習機会の充実	政策企画課 学校教育課
男女間における暴力防止運動の実施	政策企画課
幼児期からの人権教育の充実	こどもサポート課
非暴力の啓発に関するポスター掲示やパンフレットの配布	政策企画課 こどもサポート課
柳井市要保護児童等対策地域協議会 [※] の充実	こどもサポート課
柳井圏域障害者虐待防止センター [※] の充実	社会福祉課
パンフレットの配布等による企業等への周知啓発	政策企画課 商工観光課
セクシュアル・ハラスメント [※] 、マタニティ・ハラスメント [※] 、性犯罪、売買春、ストーカー行為等の重大な人権侵害の防止の啓発	政策企画課 学校教育課

2 相談・連携体制の充実

- 潜在化しがちなDV被害者が安心して相談できる山口県男女共同参画相談センター等の相談窓口を広く知らせていくとともに、本市における相談体制の充実と関係機関等との連携協力の強化に努めます。
- DV被害者や同伴する子ども等の家族の状況に応じて、山口県男女共同参画相談センターや警察等と連携して適切な保護に取り組めます。
- DV被害者の迅速な発見、保護を行うため、DV被害者を発見した者は配偶者暴力相談支援センターや警察等へ通報することの大切さや有効性について普及啓発を行います。
- 被害者からの相談に的確に対応できるよう、山口県や山口県男女共同参画相談センター等の関係機関との連携強化を図りながら、相談に携わる職員の研修会への参加等により、相談従事職員の資質の向上に努めます。

【取組内容例】

具体的取組	所管課
市における相談体制の充実と相談窓口の周知、広報	政策企画課 都市計画・建築課 市民生活課 健康増進課 社会福祉課 こどもサポート課 学校教育課
山口県男女共同参画相談センターや警察等との連携	政策企画課
医療機関、地域関係者（民生委員・児童委員）等への啓発、周知や連携	政策企画課 健康増進課 社会福祉課 こどもサポート課
相談従事職員向け研修の実施、参加	政策企画課 都市計画・建築課 市民生活課 健康増進課 社会福祉課 こどもサポート課 学校教育課

3 被害者の安全確保と自立支援

- 一時保護施設までの同行支援等も行って、DV被害者の緊急時における安全の確保に、関係機関等と連携して取り組みます。
- DV被害者が地域において安心して生活することができるよう、住宅の確保、就業、各種援護対策に、DV被害者に関する情報の管理に配慮しながら取り組みます。

【取組内容例】

具体的取組	所管課
DV被害者の安全確保対策	政策企画課
市営住宅への入居抽選回数の優先措置や一時入居措置による支援	都市計画・建築課
住民基本台帳法等関係法令に基づく住民票等の閲覧等制限	市民生活課
生活保護等の援護の実施による経済的自立に向けた支援	社会福祉課
就業支援に関する情報提供	商工観光課

重点項目 2 生涯を通じた健康支援

健康は、人々が充実した人生を送るための最も基礎的な条件となるものです。男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、互いの人権を尊重しつつ、健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会の実現にとって欠かすことができません。

そのためには、互いの身体的性差を理解し人生 100 年時代を見据え、生涯を通じて自己の健康を適切に管理するための健康教育や相談体制を確立し、健康の保持増進対策を講じる必要があります。特に女性については、思春期、妊娠・出産期、育児期、更年期、高齢期等女性特有の各ライフステージに応じた適切な健康管理ができるよう、女性の健康課題等に配慮しながら、健康相談や健康診査等一貫した健康保持増進のための健康支援策に取り組んでいく必要があります。

また、学校においても発達段階に応じた適切な性教育や、薬物乱用、喫煙及び飲酒への対策の推進に努めていく必要があります。

【具体的施策】

1 健康教育、相談体制の充実

- 男女が互いの身体的性差を理解し合い、互いの人権を尊重できるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※の視点に立った健康教育を推進します。
- 妊娠、不妊、性感染症、婦人科疾患、避妊、更年期障害その他女性の健康をめぐる様々な問題等、性差に配慮した相談体制の充実を図ります。
- 学校教育や広報等を通じて、エイズを含む性感染症に関する正しい知識の普及啓発に努め、感染を予防するとともに、感染不安のある者に対する相談体制の充実を図ります。
- 飲酒、喫煙、薬物乱用などが健康に及ぼす影響についての正確な情報の提供に努めるとともに、こころの健康に関する相談体制の充実を図ります。
- 妊娠、出産、子育て期を通して、切れ目のない母子保健相談支援体制の充実を図ります。

【取組内容例】

具体的取組	所管課
性教育を柱とした健康教育の実施	学校教育課
「女性の健康週間」を中心とした市広報紙等による女性の健康問題に関する情報提供	健康増進課
健康相談の実施	健康増進課
こころの健康に関する情報提供と相談の実施	健康増進課
子育て世代包括支援センター（やなでこ相談室）※による妊娠、出産、子育て期の情報提供と相談の実施	健康増進課

2 生涯を通じた健康の保持増進

- 生涯を通じ、自身の健康状態に応じた健康的な生活習慣を形成し保持増進できるよう、健康相談、健康診査の充実を図ります。
- 食に関する知識と食を選択する力を習得することによる健康づくりのみならず、食の楽しさ、食事のマナー、郷土食、食文化の継承など様々なことを学べる「食育」を中心とした取組を進めます。
- 生涯にわたり心身ともに健康な生活を送れるよう、健康づくりに関する知識の習得と健康づくり活動の実践の促進に努めます。

【取組内容例】

具体的取組	所管課
健康診査等の実施	市民生活課 健康増進課
家庭、学校教育、地域における食育の推進	健康増進課 学校教育課 学校給食センター
健康づくりに関する情報提供や意識啓発	健康増進課
にこにこ健康づくり推進協議会による健康づくりの推進	健康増進課
柳井市食生活改善推進協議会による食育の推進	健康増進課

重点項目3 すべての人が安心して暮らせる社会づくり

年齢、障がいの有無、性別にかかわらず誰もがいきいきと安心して暮らせる社会を実現することは、男女共同参画社会の実現にとって重要です。

少子高齢社会の進展に伴い、令和2年の国勢調査における本市の高齢化率（65歳以上の方が全人口に占める割合）は39.2%と、国（28.6%）や県（34.6%）の水準を大きく上回っています。今後も本市の高齢化率は緩やかに上昇する見通しの中、世帯人員は減少傾向にあり、高齢者一人世帯や高齢者のみの世帯が増加しています。また、ひとり親世帯も増加しており、家族形態の変化、新型コロナウイルス感染症の拡大、非正規労働者の増加により、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等は、貧困など生活上の問題を抱えやすくなっています。

今後の高齢社会を豊かで活力あるものとするために、高齢者も社会活動を支える重要な一員として積極的にとらえ、高齢期の経済的自立や家庭や地域で健康で安心して暮らせるための生活自立といった就業促進と社会参画に対する支援のための制度や環境の整備、性差に配慮した医療、介護予防への取組を進めていく必要があります。

また、障がい者が地域で自立して暮らせるようにするため、日常生活や社会生活、職業生活の支援を図り、すべての人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

さらに、ひとり親家庭では、経済的に厳しい世帯の割合が高いことから、相談体制の充実、経済的自立に向けた支援を行い、貧困が世代を超えて連鎖することがないように取組を進めていく必要があります。

【具体的施策】

1 高齢者、障がい者が安心して暮らせる環境の整備

- 高齢者の就業のほか、地域活動や社会貢献活動等の社会参加に関する広報啓発、情報提供を図ります。
- 地域包括支援センター※を拠点として、高齢者の相談体制の充実を図り、介護負担の軽減に向けた介護支援の相談体制の確立と専門的機関等との連携による介護予防事業を推進します。
- 障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、障がいに対する理解の促進を図ります。
- 障がい者の自立した生活や社会参加を支援するため、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実を図るとともに、必要な支援につなげるための相談支援体制を確保します。
- 民間事業者を含む市内各施設のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの普及促進により、障がい者を含むすべての人が暮らしやすいまちづくりに取り組むとともに、「心のバリアフリー」「情報のバリアフリー」等、ハード・ソフト両面にわたる社会全体のバリアフリー化を推進します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業対象者や要支援の高齢者が、寝たきり等の要介護状態とならないよう、地域包括支援センター※による介護予防ケアマネジメントの充実を図ります。また、高齢者の個々の状態に合わせた適切な支援が受けられるよう、地域の関係機関との連携を強化します。
- 認知症の予防対策を推進するとともに、認知症サポーター養成や認知症相談窓口の充実を図り、認知症高齢者や家族が安心して地域で暮らせるように支援します。
- 障がいにつながる疾病の予防や事故防止について意識啓発を推進するとともに、妊婦、乳幼児健康診査等の受診率向上を図り、障がいの早期発見に努め、関係機関との連携により障がい児の早期療育体制の充実を図ります。

【取組内容例】

具体的取組	所管課
老人クラブやボランティア活動等の支援	高齢者支援課
高齢者の雇用促進のための普及啓発活動	商工観光課
地域包括支援センター※の機能の充実	高齢者支援課
介護予防出前講座の開催	高齢者支援課
キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師）の育成	高齢者支援課
あいサポート運動の推進	社会福祉課
障がい者に対する相談支援の実施	社会福祉課
市内各施設のバリアフリー化の推進	土木課 都市計画・建築課
手話通訳や要約筆記等の活動支援	社会福祉課
乳幼児健診等の実施	健康増進課
療育相談会等での関係機関との連携	健康増進課 社会福祉課

2 ひとり親家庭等に対する支援

- 母子父子自立支援員を配置し就労相談等の就業支援に努めるとともに、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。
- 要保護、要支援等児童がいる家庭に対し、必要な育児や家事、生活環境改善の支援をします。
- 生活困窮者への相談体制を整え、自立して生活を送れるよう支援します。

【取組内容例】

「ひとり親家庭の皆様へ」チラシの作成、配布	こどもサポート課
ひとり親家庭の相談指導、自立のための就労支援	こどもサポート課
生活困窮者の自立支援	社会福祉課

第3章 計画の推進

本計画を総合的かつ効果的に進めるために、第2章に表した施策を講じるとともに、必要な推進体制を整備し、施策、事業の推進に努めます。

1 庁内における推進体制の整備

庁内の横断的組織である「男女共同参画推進本部」を中心に、関係箇所に男女共同参画推進担当職員を置き、計画の推進状況を常に把握し、定期的に点検、評価するとともに、庁内の連携強化を図り、総合的かつ効果的な取組を推進します。

2 男女共同参画協議会の設置、運営

幅広い意見を反映した施策を実施するため、学識経験者や市民等からなる「男女共同参画協議会」を開催し、計画の推進状況について、意見、提言、評価等を受けます。

なお、本協議会は、女性活躍推進法第23条第1項に基づく協議会として位置づけます。

3 国、県、関係機関及び市民との連携、協力

国、県、他市町及び関係機関と連携し、広域的な視点に立った計画の推進に努めるとともに、男女共同参画の推進活動を実践する民間団体、市民を支援します。

4 相談体制の充実

多様化する相談に対応できるよう相談窓口の充実強化を図るとともに、関係機関、関係部局との連携を図り、適切な対応ができる環境を整備します。

5 成果指標

本計画における成果目標を次のように設定します。

項目（基本目標・重点項目）	現状値	目標値
基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進		
重点項目１ 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大		
市職員における女性管理職の割合	7.3% (令和４年度)	10.0% (令和９年度)
審議会等委員に占める女性委員の割合	42.8% (令和３年度)	50.0% (令和９年度)
政治経済活動の中で男女の地位が「平等である」と 思う人の割合	13.6% (令和３年意識調査)	増加させる
重点項目２ 働く場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和		
就職の機会や職場の中で男女の地位が「平等であ る」と思う人の割合	28.2% (令和３年意識調査)	増加させる
放課後児童クラブ待機児童数	５人(令和３年度)	解消する (令和９年度)
ファミリー・サポート・センター利用者延べ人数	637人 (令和３年度)	維持する (令和９年度)
初妊婦のマタニティクラス※の参加率	59.6% (令和３年度)	50%以上を維 持する (令和９年度)
家庭生活の中で男女の地位が「平等である」と思う 人の割合	39.7% (令和３年意識調査)	増加させる
重点項目３ 地域における男女共同参画の推進		
やない市民活動センター年間相談件数	1,137件 (令和３年度)	1,250件 (令和９年度)
地域活動の中で男女の地位が「平等である」と思う 人の割合	42.6% (令和３年意識調査)	増加させる

項目（基本目標・重点項目）	現状値	目標値
基本目標Ⅱ 男女共同参画への意識の改革と醸成		
重点項目１ 男女共同参画への推進に向けた意識の改革		
「男女共同参画社会」とはどういうものか知っている人の割合	37.6% (令和３年意識調査)	増加させる
社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位が「平等である」と思う人の割合	14.2% (令和３年意識調査)	増加させる
人権教育研修会開催回数	23 回 (令和３年度)	34 回 (令和９年度)
重点項目２ 男女共同参画の視点に立った教育、学習の充実		
学校教育の場で男女の地位が「平等である」と思う人の割合	59.7% (令和３年意識調査)	増加させる
人権推進に関わる指導者の養成及び資質向上のための講習会開催回数	8 回 (令和３年度)	維持する (令和９年度)

項目（基本目標・重点項目）	現状値	目標値
基本目標Ⅲ すべての人が健康で安全・安心に暮らせる社会づくり		
重点項目１ 男女間における暴力の根絶		
配偶者からの暴力について「相談できる窓口として知っているところはない」と回答した人の割合	11.3% (令和３年意識調査)	減少させる
配偶者から暴力を受けたことについて誰か（どこか）に打ち明けたり、相談をしなかった人の割合	50.9% (令和３年意識調査)	減少させる
重点項目２ 生涯を通じた健康支援		
健康教育実施回数	77 回 (令和３年度)	増加させる (令和９年度)
重点項目３ すべての人が安心して暮らせる社会づくり		
障がい者の相談支援サービス利用者数	290 人 (令和３年度)	増加させる (令和９年度)
キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師）登録数	84 人 (令和３年度)	増加させる (令和９年度)

資料1 男女共同参画に関する動き

西暦	年号	世界（国連）	日本	山口県（◎柳井市）
1975	S50	国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議設置	山口県女性問題対策審議会建議
1976	S51	「国連婦人の十年」（～1985年） ILOに婦人労働問題担当室を設置	民法の一部を改正する法律施行	
1977	S52		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館	婦人労働問題研究会開催
1979	S54	国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択		
1980	S55	国連婦人の十年中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		山口県婦人行動対策会議発足
1981	S56	女子差別撤廃条約発効	「国内行動計画後期重点目標」策定	山口県女性問題対策審議会答申
1982	S57			婦人対策室新設 山口県婦人団体連絡協議会発足
1983	S58			婦人青少年課新設
1985	S60	国連婦人の十年世界会議（ナイロビ） 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択	国籍法改正 女子差別撤廃条約批准	
1986	S61		婦人問題企画推進有識者会議開催 男女雇用機会均等法施行	
1987	S62		「新国内行動計画」策定	山口県婦人教育文化会館竣工
1988	S63			「第二次山口県婦人行動計画」策定
1990	H2			◎柳井市女性問題懇話会設置
1991	H3		「新国内行動計画（第一次改定）」策定	
1992	H4		育児休業法施行	
1993	H5		パートタイム労働法施行	「第二次山口県婦人行動計画」一部改定（やまぐち女性プラン） やまぐち女性財団設立
1994	H6	国際婦人の十年E S C A P準備地域会議（ジャカルタ） 「ジャカルタ宣言」採択	内閣総理大臣官房男女共同参画室発足 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	女性青少年課に改称
1995	H7	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言」「行動綱領」採択	育児休業法改正、育児・介護休業法公布	山口県女性問題対策審議会組織改正 やまぐち女性プラン推進本部設置 ◎柳井市女性行政推進担当を社会教育課へ配置
1996	H8		男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997	H9		男女共同参画審議会設置法策定 育児・介護休業法改正 介護保険法公布	◎柳井市女性問題懇話会提言 ◎柳井市女性行政推進担当を企画課へ移管
1998	H10		男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申	「やまぐち男女共同参画プラン」策定 ◎「やない男女共同参画プラン」策定
1999	H11		改正男女雇用機会均等法施行 男女共同参画社会基本法公布、施行	

西暦	年号	世界（国連）	日本	山口県（◎柳井市）
2000	H12	国連特別総会「女性２０００年会議」（ニューヨーク）	ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）施行 「男女共同参画基本計画」策定	山口県男女共同参画推進条例制定
2001	H13		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布、施行	女性青少年課を男女共同参画課に改組
2002	H14		改正育児・介護休業法施行	「山口県男女共同参画基本計画」策定 「山口県男女共同参画相談センター」に「配偶者暴力相談センター」としての機能を付与
2003	H15		次世代育成支援対策推進法公布、施行	
2004	H16		改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布、施行	
2005	H17	第４９回国連婦人の地位委員会「北京＋１０」開催（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第２次）」策定 改正育児・介護休業法施行	◎２月２１日 柳井市・大島町の１市１町が合併
2006	H18			「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ◎第１回柳井市男女共同参画協議会開催 ◎柳井市男女共同参画推進本部研究会開催
2007	H19		改正男女雇用機会均等法施行 改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	◎第２回柳井市男女共同参画協議会開催 「山口県男女共同参画基本計画」改定
2008	H20		改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行	◎１月２８日～２月２６日 パブリックコメント実施 ◎第３回柳井市男女共同参画協議会開催 ◎「柳井市男女共同参画基本計画」策定 ◎企画課を経営企画課に改組
2009	H21		改正次世代育成支援対策推進法施行 育児・介護休業法改正	「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（改定版）」策定
2010	H22	国連「北京＋１５」記念会合開催（ニューヨーク）	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 改正育児・介護休業法施行 「第３次男女共同参画基本計画」策定	
2011	H23	UN Women 正式発足		「山口県男女共同参画基本計画（第２次改定版）」策定 ◎経営企画課を政策企画課に改組 ◎第１回柳井市男女共同参画協議会開催 ◎「柳井市男女共同参画に関する意識調査」実施 ◎第２回柳井市男女共同参画協議会開催
2012	H24	第５６回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		◎第３回柳井市男女共同参画協議会開催 ◎第４回柳井市男女共同参画協議会開催 ◎１１月１日～１１月３０日 パブリックコメント実施

西暦	年号	世界（国連）	日本	山口県（◎柳井市）
				◎第5回柳井市男女共同参画協議会開催
2013	H25		改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布 改正ストーカー規制法公布、施行	◎「第2次柳井市男女共同参画基本計画」策定 「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次改定版）」策定 ◎柳井市配偶者等からの暴力対策連絡協議会設置
2014	H26	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行 改正次世代育成支援対策推進法公布、施行	
2015	H27	国連「北京+20」記念会合開催（ニューヨーク） 第3回国連防災世界会議（仙台） 「仙台防災枠組」採択 UN Women 日本事務所開設 国連「持続可能な開発目標（SDGs）」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）制定 「第4次男女共同参画基本計画」策定	
2016	H28		改正ストーカー規制法公布	「第4次山口県男女共同参画基本計画」策定 「第4次山口県配偶者暴力等対策基本計画」（「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」から名称変更）策定 男女共同参画相談センターで性暴力被害者支援システム「あさがお」運用開始 ◎「柳井市男女共同参画に関する意識調査」実施
2017	H29		改正ストーカー規制法施行 改正男女雇用機会均等法施行 改正育児・介護休業法施行	◎第1回柳井市男女共同参画協議会開催 ◎第2回柳井市男女共同参画協議会開催 ◎第3回柳井市男女共同参画協議会開催
2018	H30		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行	◎1月10日～2月9日 パブリックコメント実施 ◎「第3次柳井市男女共同参画基本計画」策定
2019	R1		「女性活躍推進法」改正 「配偶者暴力防止法」改正	
2020	R2	国連「北京+25」記念会合（第64回国連女性の地位委員会（ニューヨーク））	改正配偶者暴力防止法施行 「第5次男女共同参画基本計画」策定	
2021	R3			「第5次山口県男女共同参画基本計画」策定 「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」策定 ◎「柳井市男女共同参画に関する意識調査」実施
2022	R4		改正女性活躍推進法施行 改正育児・介護休業法施行	◎第1回柳井市男女共同参画協議会開催 ◎第2回柳井市男女共同参画協議会開催
2023	R5			◎第3回柳井市男女共同参画協議会開催 ◎1月26日～2月24日 パブリックコメント実施 ◎「第4次柳井市男女共同参画基本計画」策定

資料 2

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第 78号

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条－第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条－第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養

育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対

し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日〔平成13年1月6日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

資料3

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

発令 平成27年9月4日号外法律第64号

最終改正 令和4年6月17日号外法律第68号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画等（第8条—第18条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第19条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条—第29条）
- 第5章 雑則（第30条—第33条）
- 第6章 罰則（第34条—第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するため

に改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をい

う。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由な

く、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を

公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成29年3月31日法律第14号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

五 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年6月5日法律第24号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年12月政令174号により、令和2・6・1から施行〕

一 〔前略〕附則第6条の規定 公布の日

二 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年12月政令174号により、令和4・4・1から施行〕

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和4年3月31日法律第12号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第28条の規定 公布の日

二 〔略〕

三 〔前略〕附則〔中略〕第24条〔中略〕の規定 令和4年10月1日

（政令への委任）

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和4年6月17日法律第68号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第441条 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）

及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第19条第1項の規定又は第82条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第25条第4項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそ

れぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第442条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第443条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第509条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和4年6月17日法律第68号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和4年6月法律第67号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日

資料4

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

発令 平成13年4月13日法律第31号
最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の

長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通

報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠として住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心（しゆう）を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- （保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （迅速な裁判）
- 第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
- （保護命令事件の審理の方法）
- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
- （保護命令の申立てについての決定等）
- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
- （即時抗告）
- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原

裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手

2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項		
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第4条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成16年6月2日法律第64号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年7月11日法律第113号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第3条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成25年7月3日法律第72号〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成26年4月23日法律第28号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

三 〔略〕

（政令への委任）

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年6月26日法律第46号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和4年5月25日法律第52号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則〔中略〕第38条の規定 公布の日

二～四 〔略〕

（政令への委任）

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和4年6月17日法律第68号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第441条 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）

及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされ

る罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第19条第1項の規定又は第82条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第25条第4項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第442条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第443条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第509条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和4年6月17日法律第68号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和4年6月法律第67号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日

二 〔略〕

資料5

山口県男女共同参画推進条例

平成12年7月11日山口県条例第34号
最終改正：平成17年7月12日条例第52号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 男女共同参画に関する基本的施策(第7条—第19条)

第3章 山口県男女共同参画審議会(第20条)

附則

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方を選択することができる社会を実現することは、私たち山口県民の願いであり、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組が進められてきた。

しかしながら、いまだに、性別による固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択を妨げる要因が根強く残っている。

このような状況の中で、今後、少子・高齢化の進展等、社会の急速な変化に的確に対応しつつ、男女平等を基礎とし、男女が社会のあらゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことのできる県づくりを進めていくことは、重要な課題である。

ここに、私たちは、男女が、互いにその生き方を尊重し、共に喜びを分かち合うことのできる、豊かで活力に満ちた山口県を目指すことを決意し、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる機会を確保することが極めて重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際社会の動向を勘案して、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、県が実施する男女共同参画に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第6条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

2 県民は、男女共同参画を阻害するようなセクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせるような性的な言動をいう。）及び男女間の暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。）を根絶するように努めなければならない。

第2章 男女共同参画に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町男女共同参画計画の策定に関する助言等)

第8条 知事は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画に関する施策についての基本的な計画の策定に関し、技術的な助言、情報の提供等を行い、又は当該技術的な助言、情報の提供等を行うため必要な資料の提出を求めることができる。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第10条 県は、男女共同参画に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第11条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるように適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第12条 事業者及び県民の間に広く男女共同参画に対する関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年10月とする。

3 県は、男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(男女共同参画に関する教育及び学習の振興)

第13条 県は、県民があらゆる機会を通じて男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるようにするため、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動に対する支援)

第14条 県は、事業者又は県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、国、市町、事業者及び県民と連携しつつ、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、県議会に、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

(事業者の報告)

第17条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(苦情の申出の処理)

第18条 知事は、県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事業者又は県民からの苦情の申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出のうち特に必要があると認められるものについては、審議会の意見を聴くものとする。

(相談の申出の処理)

第19条 知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する事業者又は県民からの相談の申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出を処理する職員（以下「男女共同参画相談員」という。）を置くものとする。

3 男女共同参画相談員は、次に掲げる事務を行う。

一 事業者又は県民の相談に応ずること。

二 申出の処理のために必要な調査、指導及び助言をすること。

三 前2号に掲げるもののほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のために必要な措置を講ずること。

4 知事は、第1項の申出のうち必要があると認めるものについては、審議会の意見を聴くことができる。

第3章 山口県男女共同参画審議会

第20条 男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年山口県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部山口県女性問題対策審議会の項を削る。

附 則（平成17年条例第52号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

資料6

柳井市男女共同参画協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策の推進に資するため、柳井市男女共同参画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 男女共同参画推進のための基本的な計画の策定又は変更及び推進に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織し、委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

資料7

柳井市男女共同参画推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に関する諸施策を総合的かつ効果的に推進するため、柳井市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 男女共同参画の推進に関する施策の総合的、効果的な推進に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策の推進について、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうちあらかじめ本部長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 第2条の所掌事務の具体的事項を協議、調整するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、総合政策部長をもって充て、幹事は、本部長が指名する者をもって充てる。

4 幹事会は、本部長の命を受けた事務を処理する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職
議会事務局長、総合政策部長、総務部長、建設部長、上下水道部長、経済部長、市民部長、健康福祉部長、教育部長、会計管理者、総合政策部次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、総務課長、財政課長

あ行

一般事業主行動計画

企業が女性の職業生活における活躍に向けて、採用から配置・育成、妊娠・出産・子育て期を通じた継続就業、登用促進などの取組を行うために策定する計画。令和4年4月より、策定義務が常時雇用する労働者が301人以上の企業から101人以上の企業に拡大されています。

L G B T

次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉。

L（レズビアン）	心の性が女性で恋愛対象も女性
G（ゲイ）	心の性が男性で恋愛対象も男性
B（バイセクシュアル）	恋愛対象が女性にも男性にも向いている人
T（トランスジェンダー）	体の性と心の性が一致しない人

エンパワーメント

政治、経済、社会、文化等のあらゆる分野において、責任を持った社会の構成員として、個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を身につけ、行動していくこと。本計画では女性の個々の力により地域の問題解決を図っていこうとする意味で使用しています。

か行

家族経営協定

家庭内における農漁業経営の就業条件や役割分担等の労働条件、生活に関する取決めを協定として明確化し、農漁業経営の近代化を図ることを目的とするものです。

生産や経営に対して家族一人ひとりの役割と責任が明確となることにより、その能力が正當に評価され、また、後継者の育成につながることを期待されます。

家庭の日

家庭が果たす役割の重要性を認識し、家族のきずなを深める取組をするため、毎月第3日曜日を標準として、山口県民自らが定める日。山口県の「子育て文化創造条例」では、

事業者や民間団体も同様に「家庭の日」を定め、県民の取組の支援に努めるよう規定されており、本市においても取組の啓発に努めています。

子育て世代包括支援センター（やなでこ相談室）

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供するため、柳井市保健センター内に設置されています。「やなでこ」は「やないDE子育て」の略です。

固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」等に表せるように、慣習、慣行により男性、女性の役割を決めている固定的な考え方です。このような固定観念は一人ひとりが持つ個性や能力、性格、適正等の違いとは無関係に性別でパターン化してしまい、柔軟な発想や自己実現意欲を損なうだけでなく、生き方を狭め、女性の経済的自立や男性の身近生活の自立を妨げる要因にもなっています。

コワーキングスペース

サテライトオフィスの一形態。複数の企業がフリーアドレス形式で利用するオフィス。特に利用者間の連携・交流を促す特徴的な機能・空間等を有するオフィスあるいはスペースを「コワーキングスペース」といいます。

さ行

サテライトオフィス

企業等の本拠から離れた所に衛星（サテライト）のように設置されたオフィスのこと。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的な性別がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作られた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をいいます。「社会的・文化的に形成された性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）

相手方の意に反した、性的な性質の言動により、相手方に不利益を与えること、または

相手方の生活環境を害することをいいます。セクシュアル・ハラスメントに当たるかどうかの判断は、あくまでその言動を受けた本人が不快に思うか否かによります。

地位や権力を利用した性的な行為も該当し、職場だけでなく学校においても同様です。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示等、様々なものが含まれます。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して、当該機会を積極的に提供すること。（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）

た行

男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。昭和 47 年（1972 年）に制定された「勤労婦人福祉法」を基に、昭和 60 年（1985 年）に制定されました。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として制定されています。

地域包括支援センター

市役所高齢者支援課に設置。高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように保健、介護、福祉の3分野の専門家が連携を図り、市の地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者や民生委員等と協力しながら、高齢者を地域ぐるみで支えることを目的としています。

テレワーク

I C T（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の総称。

特定事業主行動計画

一般の事業主と区別するため、国・地方公共団体が事業主としての立場にある場合を特定事業主といい、女性活躍推進法の中で一般事業主と同様に事業主行動計画策定指針に即して特定事業主行動計画の策定が義務付けられています。女性の職業生活における活躍に向けて、採用から配置・育成、妊娠・出産・子育て期を通じた継続就業、登用促進などの

取組を行うために策定する計画です。

は行

配偶者暴力防止法（DV防止法）

平成 13 年（2001 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」として公布、施行されました。平成 16 年（2004 年）の改正で盛り込まれた保護命令の拡充は、平成 19 年（2007 年）の改正でさらに拡充され、市町村における基本計画の策定、支援センター業務の実施が努力義務とされました。平成 25 年（2013 年）の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となりました。また、令和元年（2019 年）の改正では児童虐待と密接な関連があるとされる DV の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。

パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場関係を悪化させる行為。

ま行

マタニティクラス

市保健センターで開催。対象は妊婦さんとそのパートナーや家族で、妊娠、出産、産後についての知識を学ぶほか、赤ちゃん人形を使っの沐浴練習や妊婦体験などの実習も取り入れています。

マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠したことや出産を理由に、解雇されたり、働くことを強制的に制限される不利益な取扱い。または、妊娠・出産にあたって受ける精神的・肉体的な嫌がらせ行為。

や行

柳井圏域障害者虐待防止センター

柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町の 1 市 4 町で設置。障がい者虐待を早期に発見し、障がい者の安全の確保と養護者（障がい者の身辺の世話や身体介護、生活の

世話や金銭の管理などを行っている障がい者の家族、親族、同居人等）への支援を行っています。

柳井市要保護児童等対策地域協議会

市役所こどもサポート課に設置。要保護児童の早期発見や適切な保護又は要支援児童や特定妊婦への適切な支援を図るため、児童虐待に関する関係機関との連携及び協力の推進に関する協議や、広報啓発活動の推進に関する協議を行っています。

ら行

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）とは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

わ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

資料 9

第 4 次柳井市男女共同参画基本計画策定の経緯

年 月 日	内 容
令和 3 年 10 月	男女共同参画に関する市民意識調査実施
令和 4 年 2 月 17 日	柳井市男女共同参画協議会開催（書面開催）
令和 4 年 10 月 4 日	柳井市男女共同参画推進本部会議開催
令和 4 年 10 月 28 日	柳井市男女共同参画協議会開催
令和 4 年 12 月 23 日	柳井市男女共同参画推進本部会議開催
令和 5 年 1 月	柳井市男女共同参画推進本部幹事会幹事との計画案の調整
令和 5 年 1 月 20 日	柳井市男女共同参画協議会開催
令和 5 年 1 月 26 日～2 月 24 日	パブリックコメントの実施
令和 5 年 3 月	柳井市男女共同参画協議会（文書報告）
令和 5 年 3 月	柳井市男女共同参画推進本部（計画決定）

資料 10

柳井市男女共同参画協議会委員

氏 名	備 考
一 木 一 俊	柳井公共職業安定所
岩 谷 邦 子	NPO法人 やまぐち男女共同参画会議 監事
川 端 勝 教	柳井市人権擁護委員
木 阪 泰 之	有限会社木阪賞文堂 代表取締役
重 枝 淑 子	柳井商工会議所 女性会
堪 井 裕 美	柳井市小中学校PTA連合会 母親委員
田 村 明 子	柳井市母子保健推進協議会
野 坂 孝 道	山口県保育協会 柳井支部
横 山 志 磨	柳井市教育委員



柳井市総合政策部政策企画課

〒742-8714 柳井市南町一丁目 10 番 2 号

TEL 0820-22-2111 FAX 0820-23-4595

メールアドレス seisakukikaku@city-yanai.jp